

2月25日（第1日）

2月25日（火）第1日 午前10時00分開議

出席議員

1番	平川博之	2番	酒永光志
3番	上本一男	4番	中下修司
5番	花野伸二	6番	浜先秀二
7番	上松英邦	8番	吉野伸康
9番	山本秀男	10番	片平司
11番	胡子雅信	12番	林久光
13番	登地靖徳	14番	浜西金満
15番	山本一也	16番	新家勇二
17番	野崎剛睦	18番	山根啓志

欠席議員

なし

本会議に説明のため出席した者の職氏名

市長	田中 達美	副市長	正井 嘉明
教育長	塚田 秀也	総務部長	土手 三生
市民生活部長	浜村 晴司	福祉保健部長	川地 俊二
産業部長	沼田 英士	土木建築部長	箱田 伸洋
会計管理者	久保 和秀	教育次長	横手 重男
消防長	岡野 教正	企業局長	川尻 博文

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	今宮 正志
議会事務局次長	平井 和則

議事日程

日程第1	諸般の報告
日程第2	会議録署名議員の指名
日程第3	会期の決定
日程第4	報告第1号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）
日程第5	報告第2号 専決処分の報告について（広島県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び広島県市町総合事務組合同規約の改正について）
日程第6	同意第1号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
日程第7	承認第1号 専決処分の報告と承認について（平成25年度江田島市

一般会計補正予算（第4号）

- |       |        |  |
|-------|--------|--|
| 日程第8  | 議案第13号 | 江田島市太陽光発電設備設置促進のための固定資産税の特例措置に関する条例案について       |
| 日程第9  | 議案第14号 | 江田島市消防長及び消防署長の資格を定める条例案について                    |
| 日程第10 | 議案第15号 | 江田島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について      |
| 日程第11 | 議案第16号 | 江田島市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について             |
| 日程第12 | 議案第17号 | 江田島市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例案について              |
| 日程第13 | 議案第18号 | 江田島市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例案について                |
| 日程第14 | 議案第19号 | 江田島市立学校施設使用条例等の一部を改正する条例案について                  |
| 日程第15 | 議案第20号 | 江田島市手数料条例の一部を改正する条例案について                       |
| 日程第16 | 議案第21号 | 江田島市農業委員会の選任による委員の団体推薦に関する条例の一部を改正する条例案について    |
| 日程第17 | 議案第22号 | 江田島市産品開発加工センター設置及び管理条例の一部を改正する条例案について          |
| 日程第18 | 議案第23号 | 江田島市企業立地奨励条例の一部を改正する条例案について                    |
| 日程第19 | 議案第24号 | 江田島市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案について                   |
| 日程第20 | 議案第25号 | 江田島市港湾区域内占用料等徴収条例等の一部を改正する条例案について              |
| 日程第21 | 議案第26号 | 江田島市市営住宅設置、整備及び管理条例の一部を改正する条例案について             |
| 日程第22 | 議案第27号 | 江田島市立学校施設使用条例及び江田島市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案について |
| 日程第23 | 議案第28号 | 江田島市奨学金貸付条例の一部を改正する条例案について                     |
| 日程第24 | 議案第29号 | 江田島市社会教育委員条例の一部を改正する条例案について                    |
| 日程第25 | 議案第30号 | 江田島市放課後児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例案について            |
| 日程第26 | 議案第31号 | 江田島市水道事業給水条例及び江田島市企業局関係手数料条例の一部を改正する条例案について    |
| 日程第27 | 議案第32号 | 江田島市船員の給与の種類及び基準に関する条例及び                       |

- 江田島市旅客定期航路事業運送条例の一部を改正する  
条例案について
- 日程第 28 議案第 33 号 江田島市消防関係手数料条例の一部を改正する条例案  
について
- 日程第 29 議案第 34 号 副市長の給与の特例に関する条例案について
- 日程第 30 議案第 35 号 第 2 次江田島市総合計画基本構想案について
- 日程第 31 議案第 36 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 32 議案第 37 号 市道の路線変更について
- 日程第 33 議案第 38 号 市道の路線廃止について
- 日程第 34 議案第 39 号 平成 25 年度江田島市水道事業会計資本金の額の減少  
について

開会（開議） 午前 10 時 00 分

○議長（山根啓志君） ただいまの出席議員は 18 名です。

定足数に達しておりますので、これより、平成 26 年第 1 回江田島市議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第 1 諸般の報告

○議長（山根啓志君） 日程第 1、諸般の報告を行います。

田中市長から、報告事項がありますので、これを許します。

田中市長。

○市長（田中達美君） 皆さん、おはようございます。

平成 26 年第 1 回、江田島市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また市民の方々には、早朝から、定例会の傍聴にお越しいただきまして、心からお礼を申し上げます。

この冬は、例年になく、寒い年となっており、関東甲信や、東北地方では記録的な大雪により、道路の通行止めなどによる交通網の麻痺で集落が孤立状態に陥り、多くの人々が不安な生活を余儀なくされております。

一方、ロシアのソチで開かれていた、冬季オリンピックでは、連日日本選手が大活躍し、国民に元気と感動をもたらしてくれました。

さて国政に目を転じてみますと、政府は 4 月の消費税増税による景気への影響に対応するため、大型補正予算を編成するなど、デフレ脱却、経済再生を目指す施策を矢継ぎ早に打ち出しております。

広島県においても、県民主体で成果を実感できる県政運営をスローガンに、成長への高循環に、道筋をつけていく年と位置づけております。

このように、国県とも、新たな方針や施策を次々と示しており、本市においても、地域活性化に向けて、これまで以上にスピード感を持った施策展開が求められていると強く感じております。

そのため、今後とも国県の動向を十分注視しながら、それぞれ状況に即した迅速な対応を図ってまいりたいと考えておりますので、議員の皆様のお協力よろしくお願いいたします。

こうした中での、本定例会は、平成 26 年度の当初予算案並びに関連議案を御審議いただく、節目の定例会でございます。

活発な議論とともに、慎重審議をよろしくお願いいたします。

それでは、昨年 12 月開会の定例会以後の市政の主な事柄につきまして、11 項目報告を申し上げます。

まず第1点が、広島県市町情報システムの共同利用についてでございます。

本市と廿日市市、安芸太田町及び北広島町の4市町が、平成24年8月31日に協定を締結した、クラウドコンピューティング技術を活用した基幹業務系システムの共同利用について、本年1月6日から、安芸太田町が先行運用を開始しました。

また、この度、新たに熊野町が当該共同利用に加入することとなり、1月15日、廿日市市役所で、熊野町を含めた、5市町による協定書を締結しました。

本市での運用開始は、平成27年11月から予定しております。今後、スムーズな移行に向けた作業に取り組んでまいります。

2点目が、江田島市消防出初式についてでございます。

1月12日、沖美町高祖埋立地で、「前進」をテーマに、江田島市消防出初式を開催しました。

当日は天候に恵まれ、一般見学者及び来賓563人が参観する中を、市内の防災関係者614人、車両30台が分列行進したほか、自主防災会による初期消火訓練、消防本部と消防団による消火・救助訓練などが披露されました。

今後とも、市民の負託にこたえるため、施設整備及び消防力の強化に努め、「災害に強いまちづくり」を進めてまいります。

3点目が、江田島市成人式についてでございます。

1月13日に、沖美ふれあいセンターで、江田島市成人式を開催しました。

式典には、新成人をはじめ、来賓など約300人が参列し、新成人代表への記念品贈呈や誓いの言葉の発表などを行いました。

また、記念公演では、シンガーソングライターの「う〜み」さんが、感動的なピアノの弾き語りを披露し、新成人の新たな門出にエールを送ることができました。

新成人の皆さんが郷土愛をさらにはぐくみ、21世紀の担い手としてますます活躍されることを願います。

4点目が、「みなとオアシスえたじま」の登録についてでございます。

1月24日、江田島町の小用港一帯が、「みなとオアシスえたじま」として本登録されました。

みなとオアシスは、港を核とした地域住民による交流促進などの継続的な取り組みが行われる拠点を、国土交通省が認定・登録する制度です。

2月2日、江田島町小用みなと公園で、記念式典が行われ、来賓を始め多くの列席者の中、「みなとオアシス」登録証の交付を受けました。

これを機に、市内外の交流が深まりますよう、今後とも取り組んでまいります。

5点目が、公共施設のあり方市民委員会の最終答申についてでございます。

1月27日、公共施設のあり方市民委員会の菅原辰幸委員長から、「庁舎をはじめとする公共施設のあり方」について、最終答申を受けました。

今後、この答申を尊重し、速やかに庁舎整備の方針を決定いたします。

6点目が、江田島市カキ祭等についてでございます。

2月2日、江田島町小用みなと公園を主会場に、江田島市カキ祭及び中晩柑類の品評会が開催されました。

当日は、約7,000人の来場者があり、新鮮な農水産物の販売が大好評で、各テントには長い行列ができ、訪れた人に冬の味覚を堪能していただきました。さらに、本市出身のお笑い芸人、三浦マイルドさんのステージショーも行われ、大変盛り上がりしました。

ことしも、気仙沼市カキ養殖業復興支援基金が企画され、14万2,032円の募金が集まりました。

また、中晩柑類の品評会には、デコポンやネーブルなど131点の出品があり、特に優秀なものを表彰した後、即売会が行われ、出品されたかんきつ類は、すぐに完売となりました。

御協力いただいた関係機関、団体の皆様に感謝申し上げます。

7点目が、江田島市総合計画審議会の答申についてでございます。

2月5日、江田島市総合計画審議会の中谷隆会長から、「第2次江田島市総合計画基本構想」について、答申を受けました。

この答申を踏まえ、第2次江田島市総合計画基本構想案を取りまとめたところであり、この度の定例会に上程し、審議していただきたいと考えております。

8点目が、住宅宣言吉島「江田島かきまつり」についてでございます。

2月8日、9日の両日は、広島市中区の吉島住宅展示場で、恒例の江田島かきまつりを開催しました。

このイベントは、都市部において本市の特産品のカキをPRする絶好の機会であり、開催日の1週間前からテレビでコマーシャルを放送されたこともあり、積雪にもかかわらず、広島市や近隣市町などから大勢の来場者がありました。

会場では、家族連れなどが、カキのむき身、殻付きカキ、新鮮な魚介類やかんきつ類などをたくさん買い求め、大盛況となりました。

今後も、カキをはじめとする特産品のPRに、積極的に取り組んでまいります。

9点目が、林野火災防ぎょ消防大訓練についてでございます。

2月23日、能美町の真道山で、林野火災防ぎょ消防大訓練を実施しました。

この訓練は、これから空気が乾燥し、火災が発生しやすい季節となるため、初動体制及び各防災関係機関相互との連携協力体制の確立を目的に、消防本部、消防団、広島市消防航空隊、江田島警察署、海上自衛隊2機関及び在日米陸軍の7機関から車両33台、ヘリ1機、人員132人が参加して行いました。

これからも定期的に訓練を行い、災害発生時における連携強化を図ってまいります。

10点目が、各種定期総会等についてでございます。

このことについて、別紙1のとおり開催され、市長、副市長及び関係部課長が出席しました。

最後に11点目、工事請負契約の締結についてでございますが、別紙2のとおり契約を締結いたしております。

以上で報告を終わります。

○議長（山根啓志君） 以上で市長の報告を終わります。

次に、議長報告を行います。

地方自治法第199条第9項の規定による定期監査の結果報告並びに地方自治法第235条の2第3項の規定による平成25年11月及び平成25年12月に係る例月出納検査に対する監査の結果報告が、お手元にお配りしたとおり提出されておりますので、ごらんいただくようお願いいたします。

朗読は省略いたします。

以上で、議長報告を終わります。

これで、「諸般の報告」を終わります。

## 日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（山根啓志君） 日程第2、「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、5番花野伸二議員。6番浜先秀二議員を指名いたします。

## 日程第3 会期の決定

○議長（山根啓志君） 日程第3、「会期の決定」についてを議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月13日までの17日間にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から3月13日までの17日間に決定いたしました。

## 日程第4 報告第1号

○議長（山根啓志君） 日程第4、報告第1号「専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）」を、議題といたします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者からの報告を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました報告第1号「専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）」でございます。

地方自治法第180条第1項の規定により指定された、「市長の専決事項の指定について」に基づきまして、和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、同条第2項の規定によりまして、議会に報告するものでございます。

内容につきましては、教育次長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） 横手教育次長。

○教育次長（横手重男君） それでは、報告第1号、「専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）」を、御説明いたします。

このたびの専決処分の報告2件につきましては、いずれも教育委員会の事務局所属の職員の自動車事故によるものでございます。

大変ご迷惑をおかけし深くおわびを申し上げます。

それでは、事故の概要につきまして御説明申し上げます。

2ページ目の専決処分書をご覧ください。

1、事故の概要でございますが、平成25年11月5日午前9時20分ごろ、江田島市大柿町大原505番地の大柿分庁舎駐車場において、教育委員会事務局所属の職員が、公用車を発進させかけて停車した際、当該職員及び相手方の安全確認の不足により、相手方車両が公用車に接触し、双方の車両が損傷したものでございます。

2、和解の相手でございますが、江田島市大柿町、〇〇〇〇さんでございます。

3、損害賠償の額でございますが、並びに専決処分年月日でございますが、損害賠償額は、4,327円でございます。

専決処分年月日は、平成25年11月29日でございます。

3ページ目、続いて3ページ目の専決処分書をお開きください。

事故の概要でございますが、平成25年11月8日午後3時ごろ、江田島市沖美町三吉2777番地1の三高支所駐車場において、市の教育委員会事務局所属の嘱託員が、公用車を発進した際、過って相手方車両の左側面に衝突し、損傷させたものでございます。

和解の相手でございますが、江田島市沖美町、〇〇〇〇さんでございます。

賠償の額並びに専決処分年月日でございますが、まず、損害賠償額は、24万6,325円でございます。

専決処分年月日は、平成25年12月6日でございます。

いずれの損傷事故による損害につきましては、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、それぞれ相手方と和解し、損害賠償の額を決定したものでございます。

なお、今回の車両損傷事故による損害賠償金については、本市が加入しています、全国町村会総合賠償保険で補てんをされております。

大変御迷惑をおかけし、深くおわびを申し上げますとともに、職員に対し、安全運転の徹底と、事故の再発防止に向けて、交通安全の意識啓発に努めてまいりたいと思っております。

以上で説明を終わります。

○議長（山根啓志君） 以上で、報告第1号の報告を終わります。

## 日程第5 報告第2号

○議長（山根啓志君） 日程第5、報告第2号「専決処分の報告について、広島県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び広島県市町総合事務組合規約の改正につ

いて」を議題といたします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者からの報告を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君）　ただいま上程されました報告第2号「専決処分の報告について（広島県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び広島県市町総合事務組合規約の改正について）」でございます。

地方自治法第180条第1項の規定により指定された、市長の専決事項の指定についてに基づきまして、広島県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び広島県市町総合事務組合規約の改正について、専決処分したものでございます。

同条第2項の規定によりまして、議会に報告するものでございます。

内容につきましては、総務部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君）　土手総務部長。

○総務部長（土手三生君）　報告第2号について、説明いたします。

議案書5ページをお願いいたします。

本市が加入しております広島県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び組合規約の改正でございます。

専決処分年月日は、平成26年2月4日でございます。

6ページ、7ページに専決処分書、8ページ、9ページに、規約変更の新旧対照表を、10ページに参考資料として、関係条文の抜粋を添付いたしております。

内容につきましては、本組合の構成団体である竹原市から、事務の効率化を図るため、平成26年4月1日から新たに非常勤職員に係る公務災害補償事務等を共同処理したいとの申請がありましたので、共同処理する事務の変更及び組合規約の変更を行うものでございます。

8・9ページの新旧対照表をお願いいたします。

8ページ右が現行、左が改正案でございます。

別表第2（第3条関係）の改正案の左の欄の共同処理する事務のうち2から9ページの8までの事務につきまして、竹原市に係る事務を新たに共同処理するものでございます。

規約改正につきましては、6・7ページの専決処分書のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（山根啓志君）　以上で、報告第2号の報告を終わります。

## 日程第6　同意第1号

○議長（山根啓志君）　日程第6、同意第1号「教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて」を、議題といたします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君）　ただいま上程されました同意第1号「教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて」でございます。

現在欠員となっております江田島市教育委員会の委員について、次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によりまして、議会の同意をお願いするものでございます。

任命したい方は、住所が江田島市江田島町小用〇丁目〇〇番〇号、氏名が三島雅司さんです。昭和〇〇年〇月〇〇日生まれ、66歳でございます。

三島さんは人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し高い識見を有する方でございます。

何とぞよろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

本案は、こと人事に関することですので討論を省略し、直ちに起立により採決に入ります。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員です。

よって、本案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

## 日程第7　承認第1号

○議長（山根啓志君）　日程第7、承認第1号「専決処分の報告と承認について（平成25年度江田島市一般会計補正予算（第4号）」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君）　ただいま上程されました承認第1号「専決処分の報告と承認について（平成25年度江田島市一般会計補正予算第4号）」でございます。

地方自治法第179条第1項本文の規定に基づきまして、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定によりまして、これを議会に報告し、承認を求めるものでございます。

専決処分の内容は、広島県海区漁業調整委員会委員の辞職によりまして、同委員会委員の補欠選挙が実施されることとなり、当該選挙に係る経費について、所用の補正を行う必要が生じたことに伴いまして、議会を招集する時間的余裕がないことが、明らか

であると判断し、平成25年12月13日に専決処分をしたものでございます。

内容につきましては、総務部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 承認第1号について説明いたします。

議案書の14ページをお願いいたします。

内容は、広島海区漁業調整委員会委員1名が辞職し、補欠選挙が実施されることとなり、当該選挙に係る経費につきまして、所要の予算補正を行う必要が生じましたが、議会を招集するいとまがないため、地方自治法第179条第1項本文の規定によりまして、専決処分したものでございます。

専決処分年月日は、平成25年12月13日でございます。

それでは、別冊の平成25年度江田島市一般会計補正予算書及び補正予算事項別明細書（専決処分）の1ページをお願いいたします。

専決処分書でございます。

平成25年度江田島市一般会計補正予算（第4号）。

平成25年度江田島市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ350万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ155億2,860万8,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

事項別明細書の8、9ページをお願いいたします。

最初に歳入です。

15款県支出金、3項委託金、1目総務費委託金は、県からの、本選挙に係る広島海区漁業調整委員会委員選挙委託金でございます。

次に、歳出の方の説明をさせていただきます。

10、11ページをお願いいたします。

第2款総務費、4項選挙費5目広島海区漁業調整委員会委員選挙費は、投開票に係る管理者及び立会人の報酬、事務職員の時間外手当、関連事務費など、選挙執行経費を計上いたしております。

また、12、13ページに、給与費明細書をお示しております。

なお、同補欠選挙は、本年1月21日に告示されましたが、立候補者が1名のため、無投票となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（山根啓志君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これより、直ちに採決を行います。  
本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。  
(賛成者起立)

起立全員です。  
よって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

## 日程第 8 議案第 13 号

○議長(山根啓志君) 日程第 8、議案第 13 号「江田島市太陽光発電設備設置促進のための固定資産税の特例措置に関する条例案について」を、議題といたします。

この際、議案の朗読は省略いたします。  
直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。  
田中市長。

○市長(田中達美君) ただいま上程されました議案第 13 号「江田島市太陽光発電設備設置促進のための固定資産税の特例措置に関する条例案について」でございます。

太陽光発電設備にかかる固定資産税の特例を定めるために、条例を制定する必要がありますので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、市民生活部長をして説明申し上げます。  
よろしく願いいたします。

○議長(山根啓志君) 浜村市民生活部長。

○市民生活部長(浜村晴司君) それでは、議案第 13 号について説明いたします。

内容については、16 ページから 19 ページまでが制定条文、20 ページ、21 ページに参考資料として、江田島市太陽光発電設備設置促進のための固定資産税の特例に関する条例案についてを添付しており、説明にあたっては、この参考資料により行いますので、20 ページをお開きください。

番号順に説明します。

まず 1 の条例制定の目的ですが、「本市における再生可能エネルギーの導入促進を図るとともに、環境に優しいまちづくり及び地球温暖化の防止対策を推進するため、市内に設置する太陽光発電設備に係る固定資産税を減額することに関し、必要な事項を定める。」としており、第 1 条において、これを規定しています。

次に、2 の条例の概要ですが、ごらんの表は、本条例の主な関係条項の項目及び内容を要約したものです。

表の左側が項目、右側が内容となっています。

上から順番に説明します。

対象となる太陽光発電設備の定義については、第2条において、その定義としては、国（経済産業大臣）の認定を受けた設備で、かつ、発電出力が10キロワット以上の設備で、発電設備と同時に設置されます附属設備等を含むこととしています。

次の特例措置については、第3条に定めており、その内容としては、一つは、特例措置、軽減の対象となる固定資産は、土地及び償却資産としています。

なお、太陽光発電は、償却資産となります。

2つ目として、減額の内容は、課税初年度から5年間は全額減額とし、6年目から、10年目までの5年間は7割の減額としています。

3つ目として、家屋を使用して、太陽光発電を設置した場合などは、償却資産のみを対象としています。

次の特例措置の適用対象者等ですが、適用対象者は、太陽光発電設備の設置に係る土地を有する者と、太陽光発電設備の設置に係る償却資産を有する者としており、これは第4条において規定しております。

また、その下の括弧書きの特例措置を適用しない場合としては、市税等を滞納しているとき、暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者であるとき、その他適用することがここ、ちょっと適用となっておりますけれども、適当の誤りです。

申し訳ありませんが、修正をお願いいたします。

その他適用することが適当でないときと市長が認めるときとしており、これは第5条で規定しております。

次の21ページをお願いします。

決定の取り消し等については、第8条で規定していますが、主なものとして、条例、規則等に違反したとき。

正当な理由なく、太陽光発電設備の稼働を休止したり、撤去したとき。

市長の承認を得ないで、太陽光発電設備を第三者に譲渡したとき。

特例措置の全部又は一部の辞退を申し出たとき。

としています。

次の報告及び調査については、第9条で定めていますが、その内容は、市長は、太陽光発電の設置及び稼働の状況について報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示を行うことができることとしています。

以上が、条例の概要となります。

次、最後の3の施行日等ですが、施行日は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度以降に新たに課される、太陽光発電設備の設置に係る固定資産税から適用することとしています。

これは、附則において規定しております。

以上で、議案第13号の説明を終わります。

○議長（山根啓志君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番 片平議員。

○10番(片平 司君) 非常にこれ、いい施策だと思うんですけどね、これはかなりの金額がかかるんじゃないかと思うんですが、補助金か何かはあるんですか。

○議長(山根啓志君) 浜村市民生活部長。

○市民生活部長(浜村晴司君) 補助金はございません。

○議長(山根啓志君) 10番 片平議員。

○10番(片平 司君) そうするとじゃね、普通の屋根の上にかけているのが、この前聞いたら3キロワットとか4キロワットとかいうんですが、これ10キロワット以上ということになると、まあ大体1,000万単位でかかるんじゃないかと思うんですけどね、江田島市はこのせっかくこういう条例作るんじゃないけど、江田島市内にこれが将来的にどの程度普及するか、想定されとるんですか。

○議長(山根啓志君) 浜村市民生活部長。

○市民生活部長(浜村晴司君) 今10キロぐらいで1,000万という話が出ましたけども、この投資額についてはいろいろありまして、1キロワット30万から、最近安くなっているので、その程度からございますけれども、元々この発想はですね、全協でもお話ししましたけれども、江田島市の再生可能エネルギーを進めるためには、この江田島市にマッチした太陽光が一番適しているということで行うわけですけども、これをやれば、一般的には売電で収益が得られますので、実際にその設置した場合でも、損というか、ことはないと考えております。

以上です。

○議長(山根啓志君) 10番 片平議員。

○10番(片平 司君) でね、まずね、前から言いよるんじゃないけど、市がね、税金のことは関係ないんじゃないけど、市がね、率先してやってみて、売電事業を、ほいでやっぱりこのぐらい、例えば利益が上がるとか上がらんとかがあるじゃないですか。

そういう中で、市民がほいじゃまあやってみようかというふうに持っていかんと、なかなか普及せんんじゃないかと思うんですけどね、ほいじゃからまず市が、公共の建物の屋上とか空き地があるじゃないですか。

ああいうとこでやってみるいう気はないんですか。

○議長(山根啓志君) 浜村市民生活部長。

○市民生活部長(浜村晴司君) 実施しようということは、以前も話ししましたけども、市内にある休耕地とかですね、荒廃農地の解消ということもありまして、ただいま議員さんが言われたように、市としてはどうかという話の中で、最近、県内の自治体で、公共施設の屋根の上に設置してやってるケースもございます。

これは、それはある事業者が来てですね、そのうちの方が公共施設の屋根を貸して、屋根を貸した使用料を、市の方に入るといってやっておりますので、市独自で太陽光発電ということは、今のところは考えておりません。

○議長(山根啓志君) ほかに質疑はありませんか。

11番 胡子議員。

○11番（胡子雅信君） はい、今片平議員の方からも質問があったところ若干ちょっと深くというか、もう少し突っ込んで質問したいと思うんですが、今、市の、もちろん今、一つには、江田島市の遊休地であるとか、あるいは個人のですね、あと荒廃農地を何とかその活用していきたいということで、こういった条例を制定されるということは、一つ私も歓迎すべきところだと思います。

一応今10キロワット以上ということで、これはもちろん、個人が使用して残りは売電するというパターンもありますでしょうし、売電目的のみという業者さんもいると思うんですが、これは両方当てはまるという理解でいいのかどうか、全協のときには全協の中での議論なんで、本会議の方でちょっと再度質問させていただきたいなと思います。

それと、全員協議会の方で説明いただいたんですけども、いわゆる農地の場合は、課税評価額かなり安いと、一方で、こういった太陽光発電の設備を設置するに当たっては雑種地になるということで、評価額が100倍というふうに聞いております。

で、これももし仮にその今回議案が通った場合にですね、市の広報の活動広報もどんどん積極的にしていかなければならないと思うんですけども、そこで、例えば図入りのですね、この農地を例えば何平米これを太陽光発電した場合は、評価額が何ぼだった、農地が雑種地になると何倍の何ぼになります。

ただし、固定資産税に関しては5年間、100%免除、6年からは5年間7割カットというふうなですね、わかりやすいですね、説明をしていただければですね、市民の方々にも、この太陽光発電に関するですね、興味関心がわいてくると思っております。

それはちょっとお願いでございます。

先ほど片平議員が質問されたいいわゆる市の所有地のところなんですけども、皆さんも新聞とマスコミ等で御存じかと思えますけども、尾道市に当たってもですね、市の使われてない土地を家賃でお貸しして、そこへ業者さん呼び込むというふうなことを、この3月に業者選定されると思えますけども、やられております。

で、もちろん今、江田島市の中では、公共施設、遊休施設今なんとか利活用していこうということで、市民委員会が御検討を昨年から、一昨年ですね、からいろいろいただいております。

そういった意味では、この来年度からも市のいわゆるその使われてない公共施設を何とか利活用していこうということも検討されていることもありまして、この太陽光発電の部分もですね、そののどういふんですかね、市の遊休の土地をお貸しして、家賃収入というか土地の賃貸収入いただいて、そして、やっていくことも考えてらっしゃるのか、もしそこに民間企業さんが設備投資をされれば、これはもちろん償却資産になりますので、ここも今のいわゆる固定資産税の減免の対象になるのかどうか、この点をお聞かせください。

○議長（山根啓志君） 浜村市民生活部長。

○市民生活部長（浜村晴司君） まず、余剰電力と全量の電力なんですけども、一応両方は対象とはなりますが、通常の場合、発電したら、売った方が方が単価が高いので、買う方が方が安い、今でいえば売る方が37円80銭、買うとしたら24円ですから、

通常使わずに売って、電力会社から買うという方法が多いと思います。

この条例については、どちらも対象となるということです。

それと税金のことなんですけれども、場所によってこれがですね、今農地、農地でもいろいろ、大体似たような税金、評価なんですけれども、これが雑種地になりますと、場所によって随分と違ってきますので、一概にこうなりますということをちょっと示していくので、これは個別に話になると思います。

それと、今の遊休地とか公共施設の屋根貸しですけれども、確かに公共施設の屋根というのは結構面積も広くて、それを利用して、うちの市の収入になれば大変いいことなので、また遊休地についても、市の遊んでる土地については、今後、今の公共施設の屋根貸しと一緒に考えていきたいというふうに考えております。

積極的に考えてみたいと思います。

以上です。

○議長（山根啓志君） 11番 胡子議員。

○11番（胡子雅信君） わかりました。

すいません、今の遊休地、市の所有地の遊休地の土地があって、屋根貸しも含めて土地貸しも考えるということですけども、僕が今質問しましたですね、そこに設備を投資をしたその部分についても、どういうんですかね、今こっこのこちらの条例のですね、いわゆる設備においてもどういうんでしょうか、固定資産税の減免とあるんで、それも適用でよろしいですよっていうことをちょっと、ごめんなさい私の認識不足かもしれないですけど、ちょっとそこら辺を教えてください。

それと今の農地を雑種地にして、地域によって、その金額が変わるので一概に言えませんということなんですけど、やっぱりわかりやすく目に見える図に書いたというか、絵にイラストの説明をもって、個別には具体的には、これはある特定の地域におけるその税率の変更というか農地から雑種地にした場合こうなりますけどもということ、ある例を出される、例示ですね、出されて、個別のものは。

でないと、やっぱり目で見て理解しないと、文章だけじゃですね、なかなか理解しにくいところがあるので、そこらへんは、重ねてお願い申し上げます。

○議長（山根啓志君） 浜村市民生活部長。

○市民生活部長（浜村晴司君） 今胡子議員さんの再度の質問の中で、今設備の分がちょっと私理解できなかったんですけど、質問の中身がよく分からなかったんですけども、どういった御質問だったのでしょうか。

○議長（山根啓志君） 11番 胡子議員。

○11番（胡子雅信君） すみません、今こちらですね、ここに説明書をいただいております20ページの特例措置の適用対象者というところで、太陽光発電設備の設置に係る償却資産を所有する者というところで、これすみません、例えば私有地の土地をお貸しして、業者さんが施設を例えば何千万か何億かわかりませんが、投資しましたと、その部分の減免もこれを対象になるということによろしいですか。

○議長（山根啓志君） 浜村市民生活部長。

○市民生活部長（浜村晴司君） 対象になります。

○議長（山根啓志君） 2番 酒永議員。

○2番（酒永光志君） 失礼します。

荒廃農地また遊休農地の利活用ということで、大変有意義な制度だろうと思うんですが、ここで気をつけておかななくてはいけないのは、あくまでも農地ということをございますので、いわゆる例えば、これを転用する場合には、農業委員会で、農地法の転用申請を出さんにゃいけんと思うんです。

また、本市の場合、農業振興地域がかなりの面積を占めておりますので、そこらあたりの、例えば申請時の確認の状況、どのように確認するか、そこらあたりをやはり徹底してですね、やはり、市は市として、いわゆる法のコンプライアンスと言いますか、法の遵守ということでやっていかななくてはいけないと思うんですが、そのあたりはどうでしょうか。

○議長（山根啓志君） 浜村市民生活部長。

○市民生活部長（浜村晴司君） 議員さんが言われたように、今、現在農地でも太陽光パネルを設置しますと、これは、雑種地になります。

これは当然農地を農地以外に使う場合は、農地法において、農転をするように定められておりますので、当然そういう手続きをふむわけですけれども、今言われましたように農振農用地域等につきましては規制がございますが、これらについては、農業委員会とできる範囲でですね、いろいろ協議をしてですね、そういった土地についても、なるべくできるようなことで、可能であればですね、そこらの話も協議もちょっとしてみたいと思います。

以上です。

○議長（山根啓志君） 2番 酒永議員。

○2番（酒永光志君） はい、ありがとうございます。

一番心配するんがですね、やはり第一次産業ということも考えていかなくちゃいけないということで、農地もやはり守っていく義務があると思うんですよね。

で、よくこういう制度ができたときにですね、荒廃の、特に荒廃農地に対して、農業委員会あてにですね、例えば非農地証明というのをですね、例えば農地転用の、農地法に基づく申請でなくて、非農地証明を出して、農地をいわゆる雑種地におとしてですね、農地法を関係なくして、こういう事業をおこすということが、ままあるわけなんですよね。

そこらあたりは十分気をつけていただかななくてはいけないと思うんですが、産業部長さんそこらあたりですね、どうでしょうか。

○議長（山根啓志君） 沼田産業部長。

○産業部長（沼田英士君） おっしゃるようになりますね、第一義的にはですね、産業部の方としては、農業を衰退しないようにというのが第一義的にございます。

ただ一方で、まあ太陽光の普及も図らないといけないという、有効活用していけないといけないということは十分認識しております。

で、農地転用がらみでございますけども、4条、5条の申請になろうかと思えます。その辺はですね、よく相談にこられます。

市民生活部と連携を図りながらですね、コンプライアンスを守れるようにですね、申請者の意向を十分酌み取りながら、連携を図りながらやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山根啓志君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第 9 議案第 14 号

○議長（山根啓志君） 日程第 9、議案第 14 号「江田島市消防長及び消防署長の資格を定める条例案について」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第 14 号、「江田島市消防長及び消防署長の資格を定める条例案について」でございます。

消防組織法の一部改正に伴いまして、消防長及び消防署長の資格を、定めるために条例を制定する必要がありますので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、消防長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） 岡野消防長。

○消防長（岡野数正君） それでは議案第 14 号「江田島市消防長及び消防署長の資格を定める条例案について」説明をいたします。

23 ページに条例案、そして、24、25 ページに参考資料を添付しております。

23 ページをお開きください。

条例案の内容ですが、第 1 条に趣旨、そして第 2 条に消防長の資格、そして第 3 条に、

消防署長の資格の基準を設けたものでございます。

詳細につきましては、24ページと25ページの参考資料で説明をいたします。

それでは、24ページをお開きください。

まず、1の制定の経緯につきましては、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により、消防組織法の一部が改正され、消防長及び消防署長の資格を定める基準について、政令を参酌して、市の条例で定めることとされました。

2の条例制定における考え方でございますが、政令の基準を参酌し、本市の実情に応じて、内容を定めることができるとされております。

続きまして、3の条例案の基準でございますが、24ページに消防長の資格の基準、そして25ページに消防署長の資格の基準を表により、お示しをしております。

各表の左側の列に参酌する政令、そして中央の列に条例案右側の列に、本市の実情に合わせ一部異なる内容と、除いた項目の理由につきましても、それぞれお示しをしております。

それでは、23ページにお戻りください。

附則といたしまして、この条例は、平成26年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番 山本秀男議員。

○9番（山本秀男君） 消防長と消防署長ですが、消防長の場合ですね、消防職員として課長の職で1年経験、から一般職員からの登用しようとしたら、部長級で2年、実際、部長級で2年の方が、消防長へなる道というのは、ほとんどもうこれは不可能ではないかというふうに考えます。

それで、もう少し柔軟にできんもんかというように考えます。

それと消防署長の場合は、消防吏員じゃないと消防署長になれないと。

一般職員、行政職員からの登用は難しいということによろしいのでしょうか。

○議長（山根啓志君） 岡野消防長。

○消防長（岡野数正君） まず、あの方からお答えいたしますけれども、消防署長というのは、基本的に現場の方の火事だとか救急救助、こういった部隊の指揮をとっていきます。

ですから、これ一般行政職員が入ってきて、いきなりこの部隊の指揮をとるとするのは非常に難しいということで、ここは、消防職員ではなくて消防吏員、消防士として採用された人間が消防署長を務めるというように、これははっきりと政令のほうではうたっております。

現実的にはやはり一般行政職員で、どういうんですか、消防の知識・技術を身につ

けてなければ、なかなか消防・防災活動の指揮をとるのは難しいだろうということがございます。

これがまずあとの方の御質問に対する答えです。

そして、最初の御質問ですが、部長職2年というふうにございます。

これは現実的に難しいんじゃないかというようにおっしゃられるんですが、実は、これはですね、国の方の政令でも、ほぼこういった形で定められております。

ですから、これをそのまま我々としても準用したような形にしてはおりますが、今の江田島市の実情では2年では確かに厳しいっていうのもおっしゃられることもよくわかります。

現状にはそういったものがございます。

ただし、今から将来にかけては、これは全国一斉にこういった形で定めてまいりません。

確かに各自治体ごとに条例を今回定めるわけですが、しかしながら、基本的には国の政令を参酌した形でその条例を定めてまいりますので、今の年数をちょっと短くするというようなことは、現在のところはちょっと検討はいたしておりません。

以上でございます。

○議長（山根啓志君） 9番 山本秀男議員。

○9番（山本秀男君） 制定の趣旨として、本市の実情に鑑みということでございますが、要は私が言いたいのは、行政職員の中にも、消防としての活躍できる場もあるんじゃないかと、交流することも可能でありますしね、消防署で閉鎖的に考えるのではなく、一般行政からの血を入れてやるということも、これも私は必要なことではないかということからお聞きしたわけでございます。

○議長（山根啓志君） 11番 胡子議員。

○11番（胡子雅信君） 先ほどの山本秀男議員のところもちょっと似ているような部分があると思うんですけども、今先ほど消防長の方から消防署長については、いわゆる行政職員が、例えば転籍するというところは、非常に指揮命令系統において非常に難しい部分があるというお答えでございましたが、じゃあ一方じゃ消防長の方はじゃあどうなのかと、まさしく消防長は消防本部のトップでありますんで、まさしく指揮命令系統においては、署長以上に責任のある重責ということで、一般行政職員、まあ部長を2年以上やった方にはなれるということではありますが、そこらへんのところを、その部分にちょっとお答えいただきたい部分と、あとは、今回、消防組織法の改正に基づいて、江田島市の実情に合わせて、条例を設定するということではありますが、これは実際そのどういふんでしょうか、今現状の江田島市消防本部の現状で、仮に5年先、10年先に、もしかしたら、そういう状況も想定されるであろうということで、条例案をどういふんですが、部長職というですね、一般行政職の2年以上かかわった者を資格として、消防長として任命できるということにしているのか、ということなんです。

というのが、今こちらのほう理由づけでいろいろ組織法が変わった部分で、条例に盛り込むものと盛り込まないものっていうのがありますよね。

例えば消防団について盛り込まないとかあるじゃないですか。

となると、逆の見方をすると、行政職の部長級が2年以上やったものが、消防本部の消防長になれるということの条例案ということは、将来こういうことが起こり得るといふふうにみてしまうんですが、その点をお聞かせいただきたいなと思います。

そして、そのこの条例にですね、部長の職ということがあるんですけども、これは何かその条例案の文言にですね、行政職の部長とか市長部局の部長とか、そういうことの、どういうんですかね、形容詞じゃないですけども、必要なんじゃないかと思うんですよね。

もちろん消防本部に今部長職ってありませんから、そうすると、市長部局の部長だなど、例えば、産業部長だなどかですね、市民生活部長だなどかわかるんですが、一般的にどうなんでしょうね、そこらへんのところを条例の文言としてですね、単に部長ということでもいいのかどうか、この点、3つほど、質問させてもらいましたが、お願いいたします。

○議長（山根啓志君） 岡野消防長。

○消防長（岡野数正君） まず、最後の方の質問からお答えしたいと思います。

これはですね、市町村の、例えば今おっしゃられた市町村の部長とかというふうに書いてあるとわかりやすいですねという、たぶんお話しだと思うんですけども、これ実はこの条例案を作るときに、大体国の方からこんな形でつくってくださいというのは全国的に示されています。

その中で、この3段目の3の部分については、部長の職ということで示されておるのを、うちの方もそのまま踏襲をいたしております。

特に、これ市町村の長の直近下位の内部組織の長というふうなうたい方がしてあります。

ですから、江田島市も将来、今、部制をひいておりますけども、これが課制に変わった場合には、課長に変わっていくというようなことになろうかと思えます。

それと、その前ですね、2番目にお尋ねなされました内容ですが、当然市の職員、ここでうたってありますように、市の部長職、その他これと同等以上と認められる職員2年以上あった者であれば消防長になれるということでございます。

私は、これで退職しますからその先のことはちょっとよくわかりませんが、これは現在ですね、県内の消防本部でも、13消防本部ありますけど、そのうちの4消防本部は一般行政職の方から消防長がきております。

やはりこういった2年以上の部長職にあった者あるいは課制をひいているとこであれば、課長職の者が消防長としてまいっております。

ただし、基本的には、1点目の多分御質問になると思うんですけども、消防長の内容、業務といいますのは、政策的に消防政策的にどういうふうに進めていくか、そして業務をどういうふう管理していくか、それとあわせてこういった議会対応であるとか、予算であるとか、こういったことが主な内容になります。

確かに大きな災害になったときには、消防署も含めて全体の指揮をとっていきますけれども、ただし、そうした部分では、大災害になったときには一般行政職員だと若干その難しい部分があるかと思えます。

これは、県内の消防本部の中で4消防本部が一般行政職からこられて消防長をされておりますけども、なかなかその具体的な消防活動についての指示が出せないというのは聞いております。といったことでよろしゅうございますか、以上で終わります。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（山根啓志君） 暫時休憩いたします。

11時20分まで休憩いたします。

（休憩 11時07分）

（再開 11時20分）

○議長（山根啓志君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

## 日程第10 議案第15号

○議長（山根啓志君） 日程第10、議案第15号「江田島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について」を、議題といたします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第15号「江田島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について」でございます。

江田島市特別職報酬等審議会の答申に基づきまして、議員報酬の額を改定するため、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 議案第15号について説明いたします。

議案書27ページに改正条文、28ページに新旧対照表を、29ページに参考資料を添付いたしております。

初めに、参考資料で改正内容を説明させていただき、その後に改正条文の説明をいたします。

議案書の29ページ、参考資料をお願いいたします。

今回の改正の趣旨は、平成25年12月18日に開催された、江田島市特別職報酬等審議会の答申に基づきまして、市議会議員報酬を改定するものでございます。

改定内容は、報酬月額を、平成26年4月分から議長現行33万9,000円を41万円に、副議長、現行29万8,000円を35万5,000円に、議員現行27万円を32万5,000円に改定するものでございます。

改定率は、それぞれ表のとおりでございます。

増額となる報酬額は、1,209万6,000円です。

議案書の27ページをお願いいたします。

第2条1号から3号で、このたびの報酬額の改正条文をお示ししております。

なお、附則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（山根啓志君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番 中下議員。

○4番（中下修司君） 本件につきましては、住民の方は非常に興味を持っておられます。

そういう点を踏まえて、5点をちょっと質問したいと思います。

審議会は、昨年12月18日に開催、諮問、即日答申と聞いておりますが、この時期に開催された理由は何でしょうか。選挙のすぐ後で開催されたということです。

2番目として、答申は付帯意見つきで、7名の委員全員が同意されたと聞いていますが、この答申は、住民多数の意見を反映していると判断されて改定議案を上げられたのでしょうか。

3点目といたしまして、付帯意見については、どのような検討をされましたか。

付帯意見と申しますのは、市の状況、課題を考慮し、判断していただきたいと書かれております。

4点目として、答申には、市長、副市長の月額給与の改定も入っていますが、市長と副市長については、なぜ今回議案に提案されなかったのでしょうか。

5点目といたしまして、答申が中国新聞や市の方に掲載されてから、私のところには多数の住民意見が反対意見が寄せられておりますが、市の方には何か意見が寄せられたのでしょうか。

以上の5点についてお願いいたします。

○議長（山根啓志君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） まず1点目の審議会の答申の時期という御質問の件なんです、平成25年2月に審議会を開催したときにですね、審議会の委員さんの中から、この今、国内の情勢とか、さまざまな情勢が急激に変化しておるこの世の中で、やはり、毎年、こういった審議会は開いていただいて、その状況を把握しながら、議員、特別職の報酬等を考えていただきたいというような要望がございまして、今回、また開かせていただいております。

それから、5番目の答申のですね、市民からの反応等、特に投書のハガキが1枚あった程度で、問い合わせはそんなにございませんでした。

○4番（中下修司君） 附帯意見つきで7名の委員全員が同意されたと聞いていますが、この答申は住民多数の意見を反映していると判断されて、改定議案をあげられたのですかというのが1点です。

もう1点は、附帯意見についてどのような検討がされたのか。

単なる近隣の市町の給与額だけを比較されたのかと、報酬額だけをという意味です。

答申には、市長、副市長の月額給与の改定も入っていますが、今回は、議員だけの報酬額の改定の議案があげられてます。

なぜ答申を尊重されるのであれば、市長と副市長の改定議案についてあげられなかったのか、整合性がとれていないと思います。

この3点をお願いいたします。

○議長（山根啓志君） 田中市長。

○市長（田中達美君） 4点目の答申は、議会の議員さん、それから執行部の市長、副市長も含めて引き上げるべしという答申をいただきましたが、市の執行部についてはですね、この4月から、いわゆる消費税等も国が引き上げるようなことになっております。

で、そういった時期に、できれば、みんなで渡れば怖くないというような形で、執行部も議会も同時に引き上げるのは、私の判断で、今はそうじゃないと。

できたら議会だけにしていきたいという考えでしました。

というのは、これまでの経過、議会の議員さんの引き上げの経過はですね、実は9年たちましたけども、定数が合併時は53名でした。

で、1年後に合併特例によりまして、53名を半数の26名にいたしました。

この間は、1年間は旧来の旧町時代の議員さんの給料をそのまま踏襲して18万5,000円で1年間していただきまして、合併後の1年たった後に、定数がいきなり半分に実はなったんです。

そのときに、現在の議員さんの27万になっております。

その後、前回の選挙のときに、26名から20名にさせていただきました。

本来ですと、そのときに、26から20になりましたんで、本来なら、引き上げるべきであったわけなんですけども、ただそのときにも諸般の、いわゆる国保とか、さまざまな市民に負担を強いるような、ことがありまして、市民の皆さんの感情を考慮すると、これは26名から20名まで議員さん身を削って議員定数をへしたんですけれども、

その際はどうしてもこれは議員さんに辛抱していただくしかないということで、今回の改選、昨年の改選を経まして、さらに20から18名に定数をへされたという努力に対してですね、私はどうしても26からそのまま18名で、8名定数が減つとるわけなんです、その議員さんの熱意、合理化しようというような努力に対してですね、私は当然、報いるべきで、他の市町の状況を見ましても、ただ単純に他の市町と比べるということではありませんけれども、議員の報酬とか市長の報酬とかいうのは非常に難しいんで、民間企業であれば業績があれば、市長しっかり頑張ったねとか、議員さんしっかり頑張ったから、これだけ上げましょうとか、いやいやこうじゃから下げましょうとかいうことができるんですけども、市の職員については中下さんも御存じのように、国の人事院勧告とかいうのがありまして、民間と比べて下げるべきとか上げるべきとかいうようなことはありますので、市の職員については、その都度、毎年毎年上げ下げがありますけれども、特別職の、議会の議員さん、それから我々についてはですね、いわゆる基準というものがないので、どうしても最終的には、近隣の市町村、同等の市町村との整合性がとれるような範囲の中で物事を決めていくというような形になりますので、私は26から18名、8名も身削っておりますので、そのことに対しまして、せめて県内でも1番低いし、今回これを引き上げましても、県内では、当然1番低いとこと同じ程度になつていきます。

中身を見ていただければわかると思いますけど、1番低いようになっております。

まだ大きい町の方がですね、江田島市より高いというところもありますので、この引き上げについては、妥当な金額じゃないかと、市民の皆さんにも理解していただけるんじゃないかと思っております。

私及び執行部の引き上げについては今回は見送らしていただきたいのは、先ほど言いましたように4月から消費税などが上がりますので、やはり、市民の感情としては、今回上げるのはどうかのというようなことがありますし、いろんな全体的なことを考慮しまして、執行部の引き上げについては、今回はしないということでさせていただきます。

また、周りの状況がですね、そういったことに執行部の給与についても引き上げが適当な時期が参りましたら、引き上げさせていただきたいというように思っておりますので、今回については、当面見送りさしていただきたいということでございます。

○議長（山根啓志君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 先ほど中下議員さんの附帯意見の件になるんですが、附帯意見が3つ、添えられております。

まず1点目が、議員報酬改定への附帯意見といたしまして、まず1、市の活性化に向けてさらに前向きに頑張っていただきたい。

この内容がですね、議員さん、先ほど市長が申し上げたように、これまで、随分定数等減員する中で、それぞれ皆さん頑張っていただいとるということで、さらに、この市の活性化に向けて頑張っていただきたいという期待感を込めましてということの部分も含めて、今回改定を判断されたという一つ点がございます。

それと、2点目の市の状況、課題を考慮し、判断していただきたい。

これは今、市長の方からの御説明がありましたので、そういった内容でございます。  
次に3点目の定数については、人口規模や類似団体を参考に、総合的に判断していただきたい。

これは、これまで定数につきましては、合併当初から、随分、当初53、それから26、20、18と定数を削減してきております。

それはいろんな状況を判断されながら定数の削減をやってこられておるということで、今後、市の、これからの先に、何年か先の状況も踏まえながら、また、定数についてはまた考えていただきたいということの附帯意見でございます。

以上です。

○議長（山根啓志君） 4番 中下議員。

○4番（中下修司君） 今市長さんを初めいろいろ説明を受けさしてもらいましたけど、これで終わりにしますけど、細部についてはですね、反対討論でやりたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

10番 片平議員。

○10番（片平 司君） アベノミクスによる経済成長戦略がメディアをにぎあわせております。

大企業が儲ければトリプルダウンで、儲けの一部が国民にしたたりおちてくると言われていますが、大多数の国民は、アベノミクスの恩恵には蚊帳の外であります。

一部大企業と富裕層のみが恩恵にあずかっているのが現状であります。

また、4月から値上げをされる消費税の負担が、国民生活に重くのしかかり、市民の生活は一段と厳しさを増すものと考えます。

春闘での賃上げ交渉も1、2%の攻防であります。

このような経済状態の中、平均20%もの議員・特別職の報酬アップは、到底市民の理解を得られないと思います。

よって反対といたします。

以上です。

○議長（山根啓志君） 次に、原案に賛成の発言を許します。

11番 胡子議員。

○11番（胡子雅信君） 私は、原案に賛成の立場で討論させていただきます。

皆さん御承知のとおり、平成16年11月に江田島市となりまして、早10年目を迎えております。

当初、53名の市議会議員がおりまして、旧町議会議員の報酬金額ということで、まず1年間やりました。

その後、明けて1年、平成17年に議員定数26名ということで、そのときに一たん月額報酬が上がり、今現行の27万円になったところであります。

そして、21年の改正におきまして、6名の議員減、20名、このときには報酬等の増額は、検討されておられません。

また、昨年25年、2名減の18名ということで、2名ということで、当初の53名から今議員が18名ということになっております。

今回増額にあたりまして、報酬審議会から3つの附帯意見が入っております。

一つには、市の活性に向けて、さらに、前向きに頑張っていたきたい。

そして、2点目としましては、市の状況、課題を考慮し、判断していただきたい。

そして、3点目は、これは報酬とリンクするんですけども、定数については人口規模や類似団体、参考に総合的に判断していただきたいということであります。

今私、現状ですね働き世代としまして議員をさせていただいております。

今現状この今上げていく、その今増額というのが、一般議員としまして、27万円から32万5,000円ということがありますけれども、所得税及び市民税等を含めると、働き世代が、例えば議員専門として議会にいきたいということはまず難しい状況であるということは、皆さん考えていただきたい点だと思います。

そして、今回増額したとしまして、年間の議会費、議員報酬のアップというのは1,209万6,000円ということですが、私はこの議会の報酬をそのままにする、若しくは定数を下げるとかですね、いうことは、やはりやるべきじゃないと。

なぜかという、140億から150億の一般会計である江田島市の予算が本当に無駄遣いがないかどうか、これをしっかり議員が市民のために働くそのためには、やはり若い力というものも議会に必要なではないかと思えます。

そういう意味では、今回の増額において、若い働き世代が議会に参画していききたいという気持ちを持っていただくことを念じてですね、賛成とさせていただきたいと思えます。

○議長（山根啓志君） 反対討論はありませんか。

4番 中下議員。

○4番（中下修司君） 反対討論に当たりまして、まず先ほど説明がありました増額の額が1,200万円だと全員と、これは資料の間違いで月額報酬だけを見れば1,200万円であって、私の試算では、期末手当を含めると、全員で1,600万円ということになります。このあたりは資料の方を精査してもらいたいと思えます。

それでは、私は次の4点において、反対をいたします。

第1点目としまして、条例改定案の基になっている審議会の答申は、一般住民の意見を反映していません。

その原因は、審議会条例の運用に起因するものと考えます。

すなわち、審議会は、昨年12月18日に委員7名全員出席のもとに開催、わずか1時間半の会議で即日、全員一致で答申が決定されたと聞いております。

これでは、時間的に委員の方々も住民の意向を探ることもできず、したがって、委員の個人的意見による答申と言わざるを得ません。

委員の選任につきましては、特に異論はございませんが、例えば、委員の1人であり、江田島市連合自治会長が答申に当たり、他のほかの自治会長や、何がしかの住民の意見を聞かれていたとは到底思えません。時間がないからです。

委員の方々に、住民の意見を踏まえた答申をお願いするのであれば、諮問から答申までに二、三週間の期間を設けるとか、先の市議会議員選挙の前に、審議会を開催し、答申を受けた後で市議会議員選挙で住民の意見を聞く方法もあります。

今回のように、選挙が終わってすぐに審議会を開催することは、一般住民のみならず、審議会をも軽視していることになります。

第2点目といたしまして、審議会の資料によりますと、改定による報酬額は、県内同規模の近隣自治体の報酬額を参考にしてということで、10の市や町を挙げておりますが、改定報酬額は、庄原市と安芸高田市と同額になっております。

地方自治体の議員報酬を検討する場合、他の自治体の報酬額と単純に比較するだけでは検討したとはいえないと思います。

人口、産業、行財政と、それから、その自治体の抱える課題等を加味して、比較検討すべきです。

例えば、海田町と江田島市を比較した場合、人口は海田町が約3,000人多いですが、議員定数は16名と2名少なく、一般議員報酬も1万6,000円少ないです。

財政状況は、海田町の平成25年度予算を見ても、予算額は少ないが良好でございます。

江田島市の場合は、合併特例法により市の市となれる要件の人口3万人をわずかに1,000人ばかり超えたため市になれたわけですが、現時点の人口は約2万6,000人と大幅に減少し、10年後は2万人との予測もあり、合併が2年遅れていれば、合併していたとしても、市にはなれませんでした。

報酬額だけの比較であれば、近隣の町と比較してもおかしくありません。

第3点目として、民間給与額は、国税庁の資料では、平成10年のピーク時で418万5,000円。平成24年で352万1,000円と下降しております。

また、公務員の給与も人事院の民間給与実態調査をもとに勧告されておりますので、概ね同じ傾向にあると思います。

したがって、今回の改正案は、民間給与の動向とかけ離れていると言わざるを得ません。

また、改定により、期末手当を含めた一般議員の年間増額分は87万5,000円となり、国民年金受給者の年間受給額を上回る増額であり、私には増額改定は暴挙とすらうつります。

第4点目としまして、審議会の答申には、市長と副市長の給与の増額も答申されておりますが、条例改定議案をあげていないということは、審議会答申の附帯意見である市の状況、課題を考慮して判断していただきたい、というのを考慮して、市長や副市長については、改定議案をあげないと判断されたものと考えます。

そうであるならば、議員にも同じことがいえるのではないのでしょうか。

そもそも非常勤の特別職である議員と常勤の特別職である市長とは、かたや報酬か

たや給与と言われるように、勤務時間も職務内容も職責も根本的に違います。

市長や副市長は民間でいえば社長や副社長であり、我々議員の3～4人分の報酬を得てもおかしくないとは考えております。

改定議案をあげるのなら、議員の方でなく、市長、副市長の方だと思います。

最後になりますが、現在の江田島市は急速な少子高齢化と人口減少に起因するさまざまな課題が発生しております。

そのため、執行部も様々な対策事業をうっておられますが、活性化のための事業は、住民を主体に、行政との協働のもとに成り立つものであります。

改定による議員報酬の年間増加額は、毎年税込みで約1,600万円が必要となりますが、その分を活性化対策事業に回されるよう提案します。

例えば、イベントとか、市のやられてるイベントとか定住対策、そういった活性対策にこのお金を回せば、本当に住民が喜ぶと思います。

議員報酬を増額しても、決して、活性化につながらないことを申し上げ、反対討論を終わります。

以上です。

○議長（山根啓志君） ほかに討論はありませんか。

3番 上本議員。

○3番（上本一男君） 私も反対討論の1人です。

というのは、市長が今言われたように、確かに議員に対して、それだけ報酬を上げてくれるというのは、それは大変うれしいことでもあります。

が、中下さんが言われたように、確かに、議員の労力と市長、副市長の労力いうたら莫大な差です。

中下さんの言うとおりの、私はまず、市長、副市長の給料を上げて、僕らのはまだ下げても、議員で給料が高いけえ、32万円貰うけえ、給料が多いからなるというのはまずおらんとおもいます。

その辺をもうちょっと十分執行部の方は考えて、また、新たに提案していただければよいかと思えます。

○議長（山根啓志君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより直ちに採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第16号

○議長（山根啓志君） 日程第11、議案第16号「江田島市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について」を、議題といたします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第16号「江田島市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について」でございます。

広島県人事委員会の勧告に準じまして、勤務1時間当たりの給与額を改定するため、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長をして説明申し上げます。

よろしく願いたします。

○議長（山根啓志君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 議案第16号について説明いたします。

議案書31ページに改正条文、32ページに新旧対照表を33ページに参考資料を添付いたしております。

初めに、参考資料で改正内容を説明させていただき、その後改正条文を説明いたします。

議案書の33ページ、参考資料をごらんください。

まず今回の改正の趣旨は、労働基準法に定められた基準を踏まえ、広島県人事委員会が、これまで算定基礎に含めていなかった手当を含めることなどの見直しを行うことが必要と勧告し、これを受けて、広島県は、平成26年4月1日から見直しを行います。

そこで本市も同様の対応するもので、国は既に実施済みでございます。

今回の改正の経緯につきましては、奈良県立病院医師時間外手当等請求事件におきまして、平成25年2月12日に最高裁判所が上告棄却いたしまして、今回の手当を含めていなかった奈良県の敗訴が確定しております。

これを受けまして、各公共団体の方で、この対応させていただくという経緯がございます。

具体的実施内容につきましては、勤務1時間当たりの給与額の算定の基礎に、給料の月額のほか、地域手当の月額及び特殊勤務手当、これは月額として定められているものに限りませんが、月額を、含めるもので表にお示しております。

本市での対象となる地域手当の月額は、県への派遣職員と広島市に在勤する職員に支給し、その額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計に百分の六を乗じて得た額でございます。

次に、本市で月額と定められている特殊勤務手当の種類と額は、生活保護業務に従事する職員の特殊勤務手当月額1万7000円、浄化センターに勤務する職員の特殊勤務手当月額1万3,000円等です。

今回の改正によりまして、勤務1時間当たりの給与額を基礎として算定する次の手当等に、影響があります。

まず、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、正規の勤務時間に職員が勤務しないときに減額する給与。

予算関係といたしまして、増額となる人件費は14万7,000円です。

施行期日は、平成26年4月1日からを予定としております。

議案書の31ページをお願いいたします。

改正条文で、地域手当と特殊勤務手当を加えております。

附則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（山根啓志君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番 胡子議員。

○11番（胡子雅信君） こちらの方なんですけども、地域手当が入っております。

今、江田島市から県への派遣若しくはその広島市に職があるところで行ってらっしゃる方が何名いらっしゃるのかというところと、そのうちの江田島市から通勤されている方が何名、そちらの数字を教えてください。

○議長（山根啓志君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 本市の地域手当の対象となる職員につきましては、9名おります。

そのうち、江田島市の方から通勤しておる職員につきましては、4名でございます。以上です。

○議長（山根啓志君） ほかにありませんか。

3番 上本議員。

○3番（上本一男君） さっきの続きのことなんですけど、自分のことを言ってちょっと申しわけないんですが、さっきの話の続きで、職員に対する給料のことをちょっと話さしていただきたいと思うんですが、僕は今まで外から職員いうのを見させてもらってありました。

このたび議員になって、市役所へ行くことたんびにあります。

その時一番感じたのは、市職員は確かによう頑張るとる。中ではあんまり頑張らない人もおられますけど、全体的に見て一生懸命頑張るとると思います。

が、僕は応援いうようなことで今言わせてもらうんは、職員等の給料はね、まだやっぱりよそより低い。

ある程度はね、僕は上げるべきじゃろう思う。

が、それすることによって、職員になりたいと、今まあ仕事が民間はないですから、あれですけど、とにかく、江田島市が魅力ある市にするためには、給料はどんどん上げていくべきじゃなかろうかと思えます。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

15番 山本一也議員。

○15番（山本一也君） このことは、賛成をするわけですが、一つは臨時職員、こ

これは正規職員の給与のことじゃろうと思うんですか、臨時職員の給料をどういうように考えとられるんですか。

○議長（山根啓志君） 議員に申し上げます。

質疑とは、議題に付された事件について質疑をただすものであり、議題外にわたっての質疑は認められませんので、控えてくださるようお願いします。

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（山根啓志君） 暫時休憩いたします。

午後1時まで休憩いたします。

（休憩 12時00分）

（再開 13時00分）

○議長（山根啓志君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

## 日程第12 議案第17号

○議長（山根啓志君） 日程第12、議案17号「江田島市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例案について」を、議題といたします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第17号「江田島市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例案について」でございます。

証人等に対する実費弁償の額を改定するため、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めらるものでございます。

内容につきましては、総務部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 議案第17号について説明いたします。

議案書35ページに改正条文を、36ページに新旧対照表を添付いたしております。改正内容は、現在、議会選挙管理委員会、公聴会等に証人参考人等として、出頭または参加した場合、当該証人等に対しまして、実費弁償として、江田島市職員の旅費に関する条例に規定する旅費の額に相当する額を支給いたしております。

例えば広島市内から市役所本庁まで出頭した場合は、定額旅費である2,760円を、江田島市内の居住地から市役所本庁まで自動車が出頭した場合は、1キロメートル当たり38円掛け往復キロ数を支給いたしております。

市内で、例えば中町から議会棟へ出頭した場合、1キロ38円掛ける往復16キロで、608円の支給にしかありません。

一方、市長の附属機関の設置に関する条例に規定する附属機関の委員を一つの例に挙げますと、公共施設のあり方市民委員会の委員さんの報酬は日額5,800円でございます。

広島市内または呉市から出席した場合は、これに定額旅費がプラスされます。

また、江田島市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例に規定する職員で特別な理由があるものについては、時間額による報酬の額を1,500円を超えない範囲において、任命権者が別に定めることとなっております。

このように、公証人等の実費弁償と、非常勤職員の報酬にはかい離があり、職務内容の観点からも均衡を保つ必要がございます。

そこで、他市町の状況も参考に、総合的に判断いたしまして、実費弁償の額を定額とし、通常議会等への出頭又は参加に要する時間は、おおむね2時間程度と想定されますから、各種委員会等以外の非常勤職員に対する報酬額の時間額の上限である、1,500円に2時間を乗じた3,000円を日額として定めるものでございます。

それでは、議案書の35ページをお願いいたします。

第2条で実費弁償額を日額3,000円としております。

第3条、第4条及び第5条は、これに伴う、規定の整備を行うものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行するとしております。以上で説明を終わります。

○議長（山根啓志君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番 片平議員。

○10番（片平 司君） 今ね、いろいろ説明がありましたけどね、3,000円。

普通、いろいろ委員を委嘱されとる分が、5,800円ですよ、費用弁償は。

何で5,800円にできんわけ。

3,000円、まあ、今まで無料じゃったいうんもそもそも私は驚きじゃったんじゃけどね。

3,000円いうのはいかにもやっぱり2時間じゃけえ1,500円が1時間1,500円で2時間で言うけど、1日間だいたい拘束されるわけですからね。

各委員委嘱されとる人でも、そんなに何時間も何時間も会議はないわけじゃけえ、5,800円統一すべきじゃと思うんですが、その辺はどうなんです。

○議長（山根啓志君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 例えば議員さんの御質問のような議論も、執行部の方でいろいろ検討いたしました。

その中で、やはりうちのほうで委員さんの方の日額報酬につきましては、やはりそれなりに時間的な拘束がございます。

夜出る場合もございますし、昼でもやはり2時間、3時間というような時間的な拘束を受けることもあります。

で、先ほど私が申し上げましたように、おおむねまあ、前回、議会の方でも、参考人の方を御招致した場合も、約大体2時間程度の拘束ということで、今回、1,500円の基準額の部分を活用いたしまして、2時間の3,000円ということで決定させていただきました。

以上です。

○議長（山根啓志君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

### 日程第13 議案第18号

○議長（山根啓志君） 日程第13、議案第18号「江田島市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例案について」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第18号「江田島市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例案について」でございます。

職員等の旅費支給の対象を拡大するため、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるも

のでございます。

内容につきましては、総務部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 議案第18号について、説明いたします。

議案書38ページに改正条文、39ページに新旧対照表を添付いたしております。

今回の改正内容は、旅費の支給は一般職職員も企業局職員も取扱いは同じであるため、今回企業局の再編に伴い、本条例で準用できるよう改正するものでございます。

現在、企業局の職員の旅費につきましては、水道事業及び交通船事業ともそれぞれ規定を定め、本条例の規定に準用することとしており、一般職の職員と同様の取り扱いといたしております。

今回、平成26年4月1日から下水道事業が地方公営企業法の全部を適用するため、新たに旅費規定の整備を行う必要がございます。

しかし、旅費については、先ほど申し上げましたように、一般職の職員も企業局の職員も同様の取扱いでありますので、包括してよりわかりやすく規定すべきと判断し、現行の水道及び交通船事業の二本の規定を26年4月1日施行で廃止し、一般職及び企業局の職員共通の内容となるよう、本条例の一部を改正するものでございます。

議案書38ページをお願いいたします。

第1条中「地方公務員法第24条第6項の規定に基づき」を削りまして、企業局の職員が旅費支給の根拠から除外されている状況を解消いたしまして、旅費支給の対象を拡大し、本市の公務のために旅行する職員等とします。

附則といたしまして、施行日は、下水道事業に、地方公営企業法の全部を適用する日に揃えまして、平成26年、4月1日から施行することといたしております。

以上で説明を終わります。

○議長（山根啓志君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番 片平議員。

○10番（片平 司君） ようわからんのじゃけどね、公務のために旅行する職員とね、本市の公務のために旅行する職員というのは、具体的にどういうんに違うんです。

同じような意味じゃと思うんじゃけど、わかりにくいですよ。わかりやすく説明してください。

○議長（山根啓志君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） これまでですね、本市という部分が入っておりませんでした。市の公務のために出張をするということを明確にするために、その文言を入れさせていただいております。

以上です。

○議長（山根啓志君） 10番 片平議員。

○10番（片平 司君） ほうじゃ今までですよ、公務のため、公務のためでしょう

全部、公務のため。変える必要がないと思うんじゃないけどね。

公務でしょうみな、私的に行くわけじゃないんです、江田島市の仕事のために出張するんでしょう。

同じように思いますがね、私は。

○議長（山根啓志君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 先ほど申しあげましたように、明確にするために、本市という文言を入れさせていただいております。

以上です。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第 1 4 議案第 1 9 号

○議長（山根啓志君） 日程第 1 4、議案第 1 9 号「江田島市立学校施設使用条例等の一部を改正する条例案について」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第 1 9 号「江田島市立学校施設使用条例等の一部を改正する条例案について」でございます。

消費税法及び地方税法の一部改正に伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 議案第 1 9 号について説明いたします。

議案書 41 ページから 49 ページに改正条文、50 ページから 67 ページに新旧対照表を、68、69 ページに参考資料を添付いたしております。

参考資料により、改正内容を説明させていただきます。

議案書の 68 ページ、参考資料をお願いいたします。

まず今回の料金改定の基本方針は、平成 26 年 4 月 1 日から消費税率が 8 % に引き上げられるため、それに伴う増税分の料金改定を行うものでございます。

消費税課税対象となる使用料及び手数料については、料金改定のみなし対象といたします。

次に、消費税率が 8 % になることにより、料金が 1 円未満まで発生しますが、今回の見直しでは、従来から 1 円単位で徴収しているものを除き、10 円未満は切り捨て、10 円単位の料金設定といたします。

なお、10 円単位で料金設定するものについて、現行で 300 円以下の使用料は、10 円未満を切り捨てるため、現行の金額と変更は生じません。

条例改正につきましては、使用料及び手数料の改正を一括で行う。

今回の本条例は、(1) ①の江田島市立学校施設使用条例から次のページの 26 の江田島市国民宿舎能美海上ロッジ設置及び管理条例までの 26 条例となります。

議案書 48 ページにお戻りください。

附則といたしまして、この条例は平成 26 年 4 月 1 日から施行するとしております。次に、49 ページをお願いいたします。

また経過措置といたしまして、この条例による改正後の同 26 条例の規定は、この条例の施行日以後の利用にかかる使用料について適用し、同日前の利用にかかる使用料については、なお従前の例によるといたしております。

以上で説明を終わります。

○議長（山根啓志君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

2 番 酒永議員。

○2 番（酒永光志君） すみません。

1 つだけ確認という意味で質問させていただきます。

今回 3 % の、いわゆる消費税アップということで、10 円未満は切り捨てということになっております。

次回にまた 2 % アップすることになるんですが、そのときのいわゆる基準単価というのは、現行の値上がり前の基準単価でいくんでしょうか。

というのがですね、今回 3 % でやった場合にですね、例えば 300 円だったら、全然値上がりしないんですよね。

じゃけど、次回 5 % でやるんだったら、もう 10 円という額が出てくるわけなんですよ。

そこらあたりをどうされるんでしょうか。

○議長（山根啓志君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 確かに議員さん御指摘のようなケースが出てくると思います。次回の10%になるときまでにですね、そこらのところをしっかりと検討させていただいて、極力住民の方にあまり負担かからないような方向で考えさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより直ちに、採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第15 議案第20号

○議長（山根啓志君） 日程第15、議案第20号「江田島市手数料条例の一部を改正する条例案について」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第20号「江田島市手数料条例の一部を改正する条例案について」でございます。

手数料の区分等について、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、市民生活部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） 浜村市民生活部長。

○市民生活部長（浜村晴司君） それでは、議案第20号について説明いたします。

内容については、71ページ、72ページに改正条文を、73ページに参考資料として、新旧対照表を添付しています。

説明にあたっては、この新旧対象に行いますので、73ページをごらんください。

ごらんの表は、手数料条例第2条に規定する別表第1の第19項その他の改正部分

を、抜粋したものです。

左側が改正案、右側が現行となっています。

右側の現行をごらんください。

今回の改正内容は、現行の第10号の公簿、公文書、図面等の複写事務の内容を左側の改正案のとおり、三つの内容に分けようとするものです。

区分する内容は、一つは、第10条の名寄帳の閲覧または謄写事務と、その下の第11号の固定資産に関する地籍図の閲覧または謄写事務。

残り一つが、第12号の公簿、公文書、図面等の謄写事務の三つで、それぞれの区分ごとの手数料名としています。

このたび改正する理由は、これまで、名寄帳の複写や、地籍図の閲覧や謄写の申請については、現行の第10号の区分で、手数料を受けていましたが、規定の表現が、抽象的であることから、当該区分が、わかりにくい面があったので、このたび申請書に見合った具体的な事務手数料名に改正するものです。

なお、手数料の額については、改正はございません。

71ページにお戻りください。

1番下に附則がありますが、附則の第1項で、施行期日を定めており、この条例は、公布の日から施行することとしています。

なお、次のページには、附則の第2項として、経過措置の規定を設けております。

以上で、議案第20号の説明を終わります。

○議長（山根啓志君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

## 日程第16 議案第21号

○議長（山根啓志君） 日程第16、議案第21号「江田島市農業委員会の選任によ

る委員の団体推薦に関する条例の一部を改正する条例案について」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第21号「江田島市農業委員会の選任による委員の団体推薦に関する条例の一部を改正する条例案について」でございます。

広島県南部農業共済組合と広島県西部農業共済組合が、合併することに伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、産業部長をして説明申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○議長（山根啓志君） 沼田産業部長。

○産業部長（沼田英士君） それでは、議案第21号について説明いたします。

改正内容については、75ページに改正条文を、76ページに参考資料として新旧対照表を添付しております。

説明に当たっては、この新旧対照表により説明させていただきます。

それに先立ち、まず農業委員は選挙による委員のほかには農業共済組合等からの推薦された委員を選任する規定になっております。

県内には、現在では、四つほどの農業共済組合ございますが、これが平成26年4月1日をもって合併し、広島県全域を区域とする広島県農業共済組合が発足することになり、本条例を改正する必要がありますので上程させていただいております。

新旧対照表の左側が改正案、右側が現行条文となっております。

本条例の改正内容は、右側の現行の第2号広島県南部農業共済組合及び第3号広島県西部農業共済組合を、左側の改正案で、第2号を広島県農業共済組合とし、第3号を削除するものでございます。

75ページにお戻りください。

末尾に本条例案の附則をおいてますが、施行期日は平成26年4月1日から施行することとしております。

以上で、議案第21号の説明を終わります。

○議長（山根啓志君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

## 日程第 17 議案第 22 号

○議長（山根啓志君） 日程第 17、議案第 22 号「江田島市産品開発加工センター設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました、議案第 22 号「江田島市産品開発加工センター設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」でございます。

竹炭工房おおがきを指定管理者による管理とするため、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、産業部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） 沼田産業部長。

○産業部長（沼田英士君） それでは、議案第 22 号について説明いたします。

改正内容については、78 ページ、79 ページに改正条文を、80 ページに参考資料として、新旧対照表を添付しております。

説明に当たっては、この新旧対照表により説明を行います。

まず、このたびの改正、条例改正は、江田島市産品開発加工センター設置及び管理条例に竹炭工房おおがきを加えて、条文の中の語句の修正や、指定管理者による指定ができるよう規定を追加しようとするものでございます。

新旧対照表の左側が改正案、右側が現行条文となっております。

まず第 1 条、現行の下線アンダーライン部分でございます。

大柿加工センターの次に改正案では、「及び竹炭工房おおがき（以下「センター」という。）を設置する。」というふうに改正しようするものでございます。

第 2 条左側の改正案のところの表の 1 番下でございます。

名称と位置を、竹炭工房おおがきという名称と位置として、江田島市大柿町大原 5093 番地 1 を追加しようとするものでございます。

あと、13 条以下は指定管理ができるよう、各種規定等を追加したものでございます。

以上で簡単でございますけども、すいません。

79ページにお戻りください。

附則として、この条例は、公布の日から施行するということでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（山根啓志君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番 胡子議員。

○11番（胡子雅信君） このたび竹炭工房おおがき、指定管理者、このあと議案出てきますけども、その整備ということで、産品加工センターの条例の中に追加することなんですけども、ここですみません、一つ教えてください。

このたびの指定管理者ということで今後動く予定なんですけども、今現在は施設の受託、施設管理受託、受託契約ということで、シルバー人材センターの方と契約を結ばれていると。

で、これ例えばこの指定管理者になったと、今現状では、例えば一般市民が使いたいと言ってもできなかったものが、逆にこの指定管理者になった場合は、やりたい人は申し込んで利用できる、その施設を、例えば竹炭を作りたいなっていうね人がいたら、利用したいっていうたら利用できるものになるものだろうか、そこを教えてくださいなと思います。

○議長（山根啓志君） 沼田産業部長。

○産業部長（沼田英士君） 現在想定してるのは、シルバー人材センターに指定管理をしていただきたいということを想定しております。

一般の方が、竹炭の釜を利用したり、そこの施設を利用するといったことは今想定しておりません。

ただです、この施設がですね、やっぱり特殊なちょっと危険なものを伴いますので、一応はノウハウのある今まで培ってきた技術を持っているシルバー人材センターで運営をしていただきたいと思っております。

ただ、一般の方が利用したいといった場合には、そこを体験的な学習施設としての位置づけをした運用の仕方を、指定管理の中でもやっていただきたいというふうに市としては考えております。

以上です。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

10番 片平議員。

○10番（片平 司君） ここのね、働きよる人というか従事しとる人は大体何名ぐらいで、それで年間の売り上げですかね、どのぐらいあるんです。

○議長（山根啓志君） 沼田産業部長。

○産業部長（沼田英士君） まず、何名で運営しているかという、委託の今の状況でございますけども、5、6名がいろいろ交代です、運営して、管理運営していただいております。

それと、売り上げですか、売り上げいいですかその収入は、現在のところ80万前後というふうに考えております。の実績でございます。

また、指定管理のところでは、また説明がしようかと思えますけども、それに合ったものをいろいろ計算しながら、指定管理料を決めていこうと、しております。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第18 議案第23号

○議長（山根啓志君） 日程第18、議案第23号「江田島市企業立地奨励条例の一部を改正する条例案について」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第23号「江田島市企業立地奨励条例の一部を改正する条例案について」でございます。

企業立地に係る奨励制度の充実を図るため、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、産業部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） 沼田産業部長。

○産業部長（沼田英士君） それでは、議案第23号について説明いたします。

改正内容については、83ページに改正条文を、84ページに参考資料として新旧対照表を添付しております。

説明は、新旧対照表で説明させていただきます。

まず、このたびの変更の主な内容は、その前にですね、このたびの条例改正は合併

以降、企業誘致が進んでない状況にかんがみ、奨励制度をより充実することによって、企業立地の実現を図ろうとするものでございます。

まず、このたびの変更の主な内容は、指定する事業者の基準を投下固定資産総額を3,000万円以上、新規採用者を3名以上とした、指定する企業の基準を定めております。

また、奨励金の額と、その期間を奨励金の支給する期間を見直しました。

それと、新規雇用奨励金、新規雇用奨励金の額及びその限度額を見直したところでございます。

左側が改正案、右側が現行条文となっております。

まず第2条で、新規雇用者の定義でございます。

アンダーラインのところでは新設、又は増設したということで増設したという言葉を追加しております。

4条の指定の基準といたしまして、現行では、投下固定資産の課税標準額の総額は2,100万以上で、新規採用者が5名以上となるもの。

ただし、第2条第1号ウに規定する宿泊施設にあっては、新規雇用者は問わない。

2号で増設の場合は、増設する工場等に対する投下固定資産の課税標準額の総額は2,100万以上のものというふうな現行規定になっておりますけれども、これを、第4条の改正案では、投下固定資産総額という表現に直しまして、3,000万以上で、新規雇用者の数が3名以上となるもの、第2条1号ウに規定する宿泊施設にあっては、新規雇用者は問わないというふうに変えております。

第6条関係で、現行の制度では各年度報奨金の額でございますけれども、各年度1,400万円を限度に3年間に限りというふうなことでございまして、これを固定資産相当額として5年間というふうな限度額等を取り払って、交付する期間を3年から5年に延長しております。

それと、第6条2号で、現行では新設した工場等で新規に採用した常勤の従業員1名につき10万円とし、500万円を上限としておりましたけれども、これを改正案では、第2号で新設し、又は増設したというふうな表現と、1人当たり、50万、乗じて2,500万円を上限とした額に変更しております。

次のページの85ページで、第8条取消し等の基準の中の記述を、現行の5人から、改正案で3人以上というふうに整合性を持たしております。

83ページにお戻りください。

附則として、この条例は公布の日から施行するというふうにしております。

以上です。

○議長（山根啓志君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番 片平議員。

○10番（片平 司君） お尋ねしますけども、過去10年間、適用されたんがあるんですか。

○議長（山根啓志君） 沼田産業部長。

○産業部長（沼田英士君） 調べたところ、適用した企業はございません。  
以上です。

○議長（山根啓志君） 10番 片平議員。

○10番（片平 司君） 例えばね、飛渡瀬に鬼が島とかいうふうな鬼の銅像が立つとるうどん屋かなんかしらんけどありますよね。ああいうふうなのは対象にならんのかな。

○議長（山根啓志君） 沼田産業部長。

○産業部長（沼田英士君） 投下資産総額が3,000万以上のものの工場等の増設は対象になろうかと思えます。

ただ、従業員、常勤の従業員が3名以上雇用されれば対象になろうかと思えます。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

11番 胡子議員。

○11番（胡子雅信君） はい、前回、同じような条例が提案されて、その際に、ほかの市町と同じくらいの規模の企業立地奨励制度ということで、歓迎すべきことだと思います。

恐らく今後、今片平議員がおっしゃったように、これからこれができたところで、これも宣伝していかなくちゃいけない。

で、私の今考え方とすれば、例えば今、オリーブということで、江田島市が今力を入れていると。

恐らくオリーブの会社もですね、例えば搾油機を作ったり工場を新設するということもあるだろうと。

多分そこらへんも見通しの中での、こういった優遇制度だと思うんです。

ここで、例えばこの今回、議案がとおりますよね、奨励の制度ができた。

そうすると、今度は新たに企業を誘致するためにいろいろセールスしていかなくちゃいけない。

そのためには、そういったツールが必要になってくると思うんですね。

お隣の呉市であれ、東広島であれ、自治体がそういった奨励制度を作るにあたっては、パンフレットというようなね、セールスツールも作成されるわけなんですけども、市の方もそういうふうに考えていらっしゃると思うんですが、その点だけ確認させていただきたいなと思えます。

○議長（山根啓志君） 沼田産業部長。

○産業部長（沼田英士君） ちょっと胡子先生の質問の前にちょっと片平先生のお答えにちょっと不十分でございまして、後追いの申請というのは、ちょっと難しい状況でございます。

1か月前に申請というのが前提になっておりますので、既にできたものについては、適用できないというふうに考えております。

それと胡子先生の今後の企業誘致に向けての活動の取り組みということでよろしいですか。はい。

昨年以降ですね、いろんな企業さんの方へ、いろんな企業というても数限られてま

すけども、営業活動いいますか、企業立地の見直しのたびにですね、案内させていただいております。

こういった取り組みをですね、できる範囲で、できるところからやっていきたいと思えます。

公式には、ホームページとか広報とかですね、周知を徹底を図っていききたいというふうを考えております。

以上です。

○議長（山根啓志君） 11番 胡子議員。

○11番（胡子雅信君） わかりました。

今後、そういった今後そういう営業活動とか誘致活動していくということなんですけども、この平成26年の8月いっぱいまでには、江田島市全域で光回線の開通ということもあります。

そういった部分も合わせての企業の誘致のパンフレットなりホームページの作成をしていただければ、我々も、当該の企業さんたちに、事あるごとに、こういった宣伝していきたいと思えて、どうぞよろしく願いいたします。

これはお願いでございます。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第19 議案第24号

○議長（山根啓志君） 日程第19、議案第24号「江田島市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案について」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第24号「江田島市道路占用料

徴収条例の一部を改正する条例案について」でございます。

道路法施行令の一部改正に伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、土木建築部長をして説明申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○議長（山根啓志君） 箱田土木建築部長。

○土木建築部長（箱田伸洋君） それでは、議案第24号「江田島市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案について」御説明いたします。

この条例は、道路法第39条の規定に基づき、本市が管理する道路の占用料の額や、徴収方法等について定めたものですが、条例第2条の規定により、別表において占用料を定めており、その額は、道路法施行令に規定された、国土交通省が管理する、国道の道路占用料に準拠した額としております。

このたび、国土交通省が道路法施行令を一部改正して、道路占用料を変更し、平成26年4月1日から施行することから、これにあわせまして、本市においても、条例改正を行って道路占用料を改めるものでございます。

87ページから88ページに条例案を、89ページから参考資料をお示しております。

条例の改正内容について、参考資料で説明させていただきますので、93ページをごらんください。

改正の考え方でございます。

まず、本条例の改正の契機になった道路法施行令の一部改正についてご説明をさせていただきます。

改正の概要ですが、道路占用料の額は、民間における地価水準等を勘案して算定することとなっております。国土交通省は所管する国道の道路占用料について、占用物件の種類ごと、所在地区分ごとに区分して、道路法施行令第19条関係の別表に定めておりますが、この別表が改められたものでございます。

次に、2の改正の背景内容についてですが、単に所在地区分の見直しについて示しております。

改正前の施行令では、表のとおり全国を甲地、乙地、丙地の三つに区分をしておりましたが、市町村合併の進展等によりまして、例えば、同じ甲地に区分される都市の中でも、地価の高い都市や低い都市があり、大きな地価の格差があること。

また、乙地の地価が甲地よりも高くなるといった逆転現象も多く起きておりますことから、固定資産税評価額の地価の平均値をもとに、表の改正案のとおり、第1級地から第5級地の5区分に見直しをされました。

あわせてイに示すとおり、占用料の額について、平成24年度に行われた固定資産税評価額の評価替え等を反映した額に改められました。

次に、2江田島市道路占用料徴収条例の改正でございます。

本市においては、占用物件の区分や、占用料の額を、道路法施行令に準拠して定め

ておりますので、今回の道路法施行令の改正を受けまして、同様の改正を行うものでございます。

今回の改正では、江田島市の地域区分は、第4級地となっております、占用物件ごとの占用料は、改正前の額から大幅に減額となりました。

その額を89ページからの新旧対照表に示しております。

それでは、89ページをごらんください。

条例案の新旧対照表を載せております。

右が現行条例で、左が改正案となっております。

先ほど説明させていただいたとおり、改正後の占用料は、地域区分の見直しと固定資産税評価額を反映して、改正前のおおむね6割程度の額となっております。

次に、92ページの最下段、備考欄をごらんください。

道路占用料に係る消費税の取り扱いについて、定めたものでございます。

消費税法第6条の規定では、土地の貸付けに係る対価は非課税となっているため、本来、道路占用料は課税対象ではございません。

ただし、除外規定として消費税法施行令第8条の規定によりまして、土地の貸付けにかかる期間が一月に満たない場合は課税対象となりますので、今回の占用料の改正に合わせて、占用期間が1カ月未満の場合の道路占用料について、消費税相当額を付加することを定めたものでございます。

最後に、88ページの附則でございしますが、この条例は、改正した道路法施行令の施行日に合わせまして、平成26年4月1日からの施行としております。

以上で説明を終わります。

○議長（山根啓志君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第25号

○議長（山根啓志君） 日程第20、議案第25号「江田島市港湾区域内占用料等徴収条例等の一部を改正する条例案について」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第25号「江田島市港湾区域内占用料等徴収条例等の一部を改正する条例案について」でございます。

消費税法及び地方税法の一部改正に伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、土木建築部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） 箱田土木建築部長。

○土木建築部長（箱田伸洋君） それでは、議案第25号「江田島市港湾区域内占用料等徴収条例等の一部を改正する条例案について」ご説明いたします。

この条例は消費税法の改正で、本年4月から消費税率が5%から8%になることに伴いまして、港湾、漁港施設の使用料や港湾漁港区域内の土砂採取料を変更する必要があるため、関係条例の改正を行うものでございます。

95ページから96ページに条例案を、97ページから参考資料をお示ししております。

条例の改正内容について、参考資料で説明させていただきますので、97ページをござらんください。

先ほど申し上げましたとおり、平成26年4月1日から消費税率が5%から8%に変わることから、港湾漁港の関係分で消費税の課税対象となっている港湾、漁港施設の使用料と、港湾漁港区域内の土砂採取料について、現行の料金に105分の108を乗じた額を、新たな占用料等として定めるものでございます。

なお、土地を占用する場合の使用料については、先ほど道路の時に申しましたように、土地の使用に係る貸付に係る対価は非課税となっておりますので、今回、使用料は変更となりません。

ただし、1カ月未満の短期の場合には、課税対象となります。

それでは、関係する4条例の改正内容を順に御説明いたします。

97ページの右が現行条例、左が改正案となっておりますので、まず表の1番上江田島市港湾区域内占用料等徴収条例でございます。

この条例は、本市が管理する港湾区域内等における占用料や土砂採取料の徴収についての規定を定めたものでございます。

第3条及び第4条の規定により、別表で占用料や土砂採取料を定めておりまして、今回、土砂採取料についての改正となります。

金額は、現行の91円が93円というふうになっております。

次に、表の中ほど江田島市港湾施設等設置及び管理条例でございます。

この条例は、本市が管理する港湾における港湾施設の管理等についての規定を定めたものでございます。

第7条の規定により、別表第2、別表第3で、施設使用料等を定めておりまして、現行使用料に、105分の108を掛けた金額に改正いたします。

料金の計算は、現行の単位に合わせて端数調整を行っておりまして、例えば、10円単位のものは1円の位で切り捨てて、10円単位で丸めております。

98ページの1番下、港湾施設用地の使用料につきましては、土地の占用に当たりますので、非課税となり、変更ありません。

しかし、次のページの1番上の、一時使用については、課税対象となるということで、改正を行います。

それから、100ページの中程と101ページの最上段、ここについて語句の訂正を行っております。

次に101ページの中程からの、江田島市漁港管理条例及び103ページの江田島市漁港区域内占用料等徴収条例ですが、これらにつきましても、先ほど説明しました漁港関係の条例と同様でございますので、説明は省略させていただきます。

最後に、96ページに戻っていただきまして、一番下に附則として、この条例は、平成26年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（山根啓志君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第21 議案第26号

○議長（山根啓志君） 日程第21、議案第26号「江田島市市営住宅設置、整備及

び管理条例の一部を改正する条例案について」を議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第26号「江田島市市営住宅設置整備及び管理条例の一部を改正する条例案について」でございます。

福島復興再生特別措置法による入居者の資格の特例を設けるため、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、土木建築部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） 箱田土木建築部長。

○土木建築部長（箱田伸洋君） それでは、議案第26号「江田島市市営住宅設置整備及び管理条例の一部を改正する条例案について」御説明いたします。

この条例は、本市の市営住宅について、設置整備及び管理に関する規定を定めたものですが、条例第6条に入居者の資格を定めております。

現行の条例では、第6条第1項で、被災市街地復興特別措置法第21条による被災者等について、入居者資格の特例を定めておりますが、福島復興再生特別措置法第29条第1項に規定する居住制限者についても同様に、条例に規定しようとするものです。

105ページに条例案を、106ページに参考資料として、新旧対照表をお示しております。

条例の改正内容について、参考資料で説明させていただきますので、106ページをごらんください。

表の右が現行、左側が改正案となっております。

改正案にあります福島復興再生特別措置法は、原子力災害により深刻かつ多大な被害を受けた、福島の復興及び再生の推進を図り、もって東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進と活力ある日本の再生に資することを目的に、制定されたものでございます。

公営住宅等の入居者の資格については、公営住宅法第23条各号に規定する要件を満たすこととなっております、これに基づき、本市の市営住宅の資格要件を当条例の第6条に定めております。

福島復興再生特別措置法第30条においては、同法第29条第1項に規定する居住制限者の公営住宅等の入居者資格については、公営住宅法第23条第2号の要件を満たせば、23条各号に規定する要件を満たすものとする特例を定めておりまして、特別措置法の趣旨をかんがみ、本市の当条例についても、所要の改正を行うものでございます。

また、この改正に合わせて、被災市街地復興特別措置法及び福島復興再生特別措置法による要件には暴力団員でないことという条件が含まれておりません。

このため、当該要件に第5号、これ内容は入居者、又は同居親族が暴力団員でないことという条件なんです、この条件を追加いたします。

最後に105ページをごらんください。

附則として、この条例の施行日は、東日本大震災から3年が経過する平成26年3月11日としております。

以上で説明終わります。

○議長（山根啓志君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番 片平議員。

○10番（片平 司君） 部長お尋ねしますが、これ今該当者はおられるんですか。

○議長（山根啓志君） 箱田土木建築部長。

○土木建築部長（箱田伸洋君） 今ですね、東日本大震災の被災者で市内に居住されてる方、それから市営住宅、もちろん市営住宅に入っている方もいらっしゃいません。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（山根啓志君） 暫時休憩いたします。

午後2時20分まで休憩いたします。

（休憩 14時07分）

（再開 14時20分）

○議長（山根啓志君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

## 日程第22 議案第27号

○議長（山根啓志君） 日程第22、議案第27号「江田島市立学校施設使用条例及び江田島市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第27号「江田島市立学校施設使用条例及び江田島市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」でございます。

高田小学校の廃校等に伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、教育次長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） 横手教育次長。

○教育次長（横手重男君） それでは、議案第27号「江田島市立学校施設使用条例及び江田島市体育施設設置及び管理条例の一部改正する条例案について」ご説明いたします。

今回の一部改正の主なものは、高田小学校の廃校に伴い、学校施設使用条例から高田小学校の屋内屋外運動場学校プール等を削り、それらの施設を体育館、市民プール等の社会体育施設として、体育施設設置及び管理条例に加えるものでございます。

今回の一部改正に合わせて、関係条文、様式等を一部改正させていただいております。

それでは、108ページに、江田島市立学校施設使用条例の一部改正の条文を、109ページに改正する別記様式第2条関係でございますが、学校施設使用許可書申請書を添付しております。

また、110ページには、江田島市体育施設設置及び管理条例の一部改正の条文を添付しております。

最初に、江田島市立学校施設使用条例の一部を改正する内容について御説明いたします。

112ページに参考資料の新旧対照表をお示しておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

右側が現行、左側が改正案です。

下線部分について、改正するものでございます。

第2条から第12条までの規定の中の、「又は証人」「若しくは承認」をそれぞれ削り、第5条中の「有料なる場合」を「有料の場合」に改め、字句を整理したものでございます。

また、第10条第1項中の「及び使用を中止したとき」を「、使用を中止したとき」に改め、113ページの、「又はその代理人」を「若しくはその代理人」に改めるものでございます。

続いて、113ページの別表第1及び別表第2の表中の、「・高田」をそれぞれ削るものでございます。

114ページの中段から115ページにかけてあります別記様式（第2条）の関係でございますが、学校施設使用許可申請書については、第2条の第2項の規定どおり、

当該校長の意見を聴く、学校長印の欄を設け、許可についても、学校長から、教育委員会に改めるものでございます。

続いて、「江田島市体育施設設置及び管理条例の一部改正について」御説明いたします。

115ページの中段にあります江田島市体育施設設置及び管理条例の一部改正でございますが、第2条の表中の、江田島市大原プールの項の次に、高田プールを、同表の飛渡瀬体育館の項の次に、高田体育館の施設名称と位置を加えるものでございます。

116ページをごらんいただきたいと思います。

次に、別表第1の表中の、江田島大原プールの項の次に、高田プールを、同表、飛渡瀬体育館の項の次に、高田体育館の利用期間、利用時間を加えるものでございます。

また、別表第2の有料体育施設の使用料及び照明施設使用料の表中の飛渡瀬体育館の項の次に、それぞれ高田体育館を加えるものでございます。

111ページにお戻りください。

附則といたしまして、江田島市立学校施設使用条例及び江田島市体育施設設置及び管理条例は、平成26年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（山根啓志君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番 林議員。

○12番（林 久光君） 高田小学校の屋内体育館の方は、今度使用条例はできるんですけど、屋外の運動場はどのようにされるんですか、お伺いします。

○議長（山根啓志君） 横手教育次長。

○教育次長（横手重男君） 一応屋内については、今後学校、旧学校施設と同様に検討したいと思っておりますので、今回、条例に制定するのは、体育館と学校プールについてのみでございます。

以上です。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

### 日程第 2 3 議案第 2 8 号

○議長（山根啓志君） 日程第 2 3、議案第 2 8 号「江田島市奨学金貸付条例の一部を改正する条例案について」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第 2 8 号「江田島市奨学金貸付条例の一部を改正する条例案について」でございます。

江田島市奨学金にかかる延滞金を徴収しないこととするため、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては教育次長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○教育次長（横手重男君） 議案第 2 8 号、江田島市奨学金貸付条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

1 1 8 ページに改正条文を、1 1 9 ページに参考資料の新旧対照表を添付しております。

新旧対照表で御説明したいと思っておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

右側が現行、左側が改正案でございます。

下線部分について改正するものでございます。

第 1 1 条の償還金の返還の第 3 項を削り、附則といたしまして、第 4 項の延滞金の割合の特例を削るものでございます。

1 1 8 ページの方にお戻りください。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、経過措置といたしまして、この条例の施行の前、現に生じてる延滞金については、なお従前の例によることとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（山根啓志君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

1 0 番 片平議員。

○1 0 番（片平 司君） この前の全員協の時もらった資料を見ますとですね、現実には、延滞金は取ってないとこれは書いとるわけなんですけど、それを実態と条例を合わせたで、このような削除になったんじゃないかと思うんですけど、前回の資料によりますとですね、滞納者が 1 6 人で 3 1 0 万円の滞納がある。

多分これにも書いとるんですが、いろんな使用料とか税金は皆たまとるようなことを書いて、非常に生活が困難じゃないかと思うんですが、それで、多分、滞納しとるということは就職もできてないんじゃないかと思うんですよね。

これが今後改善されるのはなかなか難しいと思うんですが、これはどういうふうに江田島市としてはですね、滞納金は多分とれんと思うんじゃないけど、対応はどういうふうにされようとしとるんか、ちょっとお尋ねしたいんですが。

○議長（山根啓志君） 横手教育次長。

○教育次長（横手重男君） 全員協にも御説明したとおりでございます。

ただですね、今、分納、分割して納付していただくとかですね、そのような形で滞納者16名に対しては、今後も、滞納をないようにできるだけ分納して元金を償還していただくような取り組みも、今現在もしております。

今後も収納推進課等と協議しながら、分納とか、いろんな滞納整理を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山根啓志君） 10番 片平議員。

○10番（片平 司君） それとですね、この前の全員協のときも、どなたかが言いよったと思うんですがね、やはり、大学を出ても、高校を出ても仕事がないいうふうなことで、こういう結果になつとると思うんですがね、江田島市としてもそういうふうな就職をね、何とか手助けをすとかいうふうな考えはないんですか。

○議長（山根啓志君） 横手教育次長。

○教育次長（横手重男君） 確かに片平議員さんが言われるとおりですね、今後の分納さしていく中で、いろんな生活状況を今つぶさに把握しながら、就職についても相談があれば検討したいということで、それぞれ学校教育課、教育委員会一丸となってですね、そのような取り組みをしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

11番 胡子議員。

○11番（胡子雅信君） すみません、今、全員協議会の方で、この件説明事前にしていただいております。

先ほど片平議員もお話し今質問されましたけども、今、ことしの1月31日現在で16名の滞納者がおり、滞納額がおよそ310万円ということであります。

今回この条例改正するに当たっては、施行のですね延滞金については、公布の前までは従前のおりということなんですけども、今現在ですね、延滞金がいくら、合算してあるのかということとですね、それと要は年利14.6%ですから、そこら辺のどういう、今現時点での延滞金総額がおいくらなのかということと、これまでこういった奨学金貸付制度をやっておりますけれども、これまで督促はしていると思うんですけども、延滞金とか元金において時効が成立したことがあったのかどうかいうところをですね、恐らくないと思うんですけども、そういったその2点まずちょっと教えていただきたいなと思います。

○議長（山根啓志君） 横手教育次長。

○教育次長（横手重男君） 延滞金の額については、今資料持っておりませんので、また後ほど報告をさせていただきたいと思っておりますけど、先ほどの2件のもう1件の件につきましては、そういう件はございません。

以上でございます。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

2番 酒永議員。

○2番（酒永光志君） 胡子議員と同じ質問で、ちょっと聞くのをやめようかなと思ったんですが、今、横手次長の方から、延滞金についての資料は今持ち合わせてないということで、現実的に延滞金は算定をされておるんですか。

○議長（山根啓志君） 横手教育次長。

○教育次長（横手重男君） 算定するような形ですね、一人一人算定はしてと思っています。

ただし、今の総額については、まだはっきりしておりませんので、申し上げることができないので、後日で御説明をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（山根啓志君）

横手教育次長。

○教育次長（横手重男君） 申し訳ありません。

今延滞金の額について御報告します。

後ほど御報告するという事だったんですけど、延滞金の額については、算定しております。

114万5,072円が延滞金でございます。

以上でございます。

失礼しました。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

## 日程第 2 4 議案第 2 9 号

○議長（山根啓志君） 日程第 2 4、議案第 2 9 号「江田島市社会教育委員条例の一部を改正する条例案について」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第 2 9 号「江田島市社会教育委員条例の一部を改正する条例案について」でございます。

社会教育法の一部改正に伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、教育次長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） 横手教育次長。

○教育次長（横手重男君） それでは、議案第 2 9 号、江田島市社会教育委員条例の一部改正する条例案について御説明します。

このたびの改正は、社会教育法の一部が改正されたことによるものでございます。

これまで社会教育委員の委嘱の基準については、社会教育法に定められていたものが、このたびの一部改正により、市の条例に委任されることとなったものでございます。

1 2 1 ページに改正条文を、1 2 2 ページに参考資料の新旧対照表をお示ししております。

この新旧対照表で御説明をいたしますので、ごらんいただきたいと思っております。

右側が現行、左側が改正案でございます。

下線部分について、改正するものでございます。

第 1 条の次に、委嘱基準でございますが、国の基準を参酌して、「第 2 条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、並びに学識のある者の中から、江田島市教育委員会が委嘱する」を加え、第 2 条から第 8 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 9 条を第 1 0 条に改めるものでございます。

1 2 1 ページにお戻りください。

附則といたしまして、この条例は平成 2 6 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（山根啓志君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これより、直ちに採決を行います。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。  
(賛成者起立)

起立全員です。  
よって本案は、原案のとおり可決されました。

## 日程第 2 5 議案第 3 0 号

○議長(山根啓志君) 日程第 2 5、議案第 3 0 号「江田島市放課後児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。  
直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。  
田中市長。

○市長(田中達美君) ただいま上程されました議案第 3 0 号、「江田島市放課後児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」でございます。

学童保育つばめ子ども会の移転等に伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、教育次長をして説明申し上げます。  
よろしく願いいたします。

○議長(山根啓志君) 横手教育次長。

○教育次長(横手重男君) 本条例案を説明する前におわびと御報告を申し上げます。

平成 2 4 年 7 月 3 0 日の第 3 回江田島市議会臨時会において、江田島市放課後児童クラブ設置及び管理条例案を可決していただきました。

その際、山本秀男議員様から、建築基準法による用途変更の必要性についての御示唆をいただきました。

その後、土木建築部長、都市整備課、西部建設事務所等との協議を進めてまいりましたが、児童福祉法の改正により、今後、対象児童が全学年に引き上げられること、また、用途変更に伴う一部改修の必要性と、あわせて築 3 2 年も経過している関係で大規模改修も考えるなど、いろいろ検討した結果、このたび入会対象児童の柔軟な対応としてのただし書の規定とあわせて、学童保育つばめ子ども会の実施場所を、旧江田島幼稚園から江田島小学校へ移転する一部改正を上程するものでございます。

今回のいろいろな用途変更に伴って、教育委員会として認識が不足しておりました。

大変御迷惑かけております。

申し訳ありませんでした。

それでは、議案第30号、江田島市放課後児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例案についてご説明をいたします。

124ページに改正条文を、125ページに参考資料の新旧対照表をお示ししております。

新旧対照表で御説明をいたしますので、125ページをごらんください。

右側が現行、左側が改正案でございます。

下線部分について改正するものでございます。

第4条の対象児童の規定に「ただし、教育長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。」のただし書きを加えるものでございます。

また、先ほどありましたように、別表の学童保育つばめ子ども会の設置場所を旧江田島幼稚園から、江田島町中央4丁目18番1号の江田島小学校内に移転するための改正でございます。

124ページにお戻りください。

附則といたしまして、この条例は、平成26年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（山根啓志君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第26 議案第31号

○議長（山根啓志君） 日程第26、議案第31号「江田島市水道事業給水条例及び江田島市企業局関係手数料条例の一部を改正する条例案について」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第31号「江田島市水道事業給水条例及び江田島市企業局関係手数料条例の一部を改正する条例案について」でございます。

企業局の組織再編等に伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、企業局長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） 川尻企業局長。

○企業局長（川尻博文君） それでは、議案第31号、江田島市水道事業給水条例及び江田島市企業局関係手数料条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

改正条例本文を、127ページから136ページ、参考資料として新旧対照表を137ページから145ページに添付しております。

それでは、説明いたします。

この条例の主な改正点は、5項目ございます。

水道事業給水条例及び企業局関係手数料条例、両方とも改正するものといたしまして、1点目に、平成26年4月1日から施行される消費税改正により、消費税率を5%から8%に改正いたします。

2点目です。「市長」を「水道事業の管理者の権限を行う市長、（以下「管理者」という。）」に改正するとともに、「全地区」を「区域内」に直すなど、文字や字句の表現方法などの改正整備を行います。

次に、水道事業給水条例のみの改正といたしまして、3点目に、第26条 特別な場合における使用料の算定を改正いたします。

これは月の中途において、水道の使用開始や中止、あるいは廃止した場合に、従前は、基本水量の2分の1未満のときと、超える場合で水道使用料を定めておりました。

利用者の立場に立ち、実態に即して合理的に使用料を決定できるよう、使用日数、使用量に応じて使用料を定めるものでございます。

また、月の中途において、口径変更があった場合は、そのときに清算を行うことを定めるものでございます。

4点目です。今まで処分と過料となっていたものを、処分と過料に分けます。

また両罰規定を設けることにより、責任の処分を明確にするための整備を行います。最後になりました。5点目です。企業局関係手数料条例のみの改正でございます。

第2条 手数料を徴収する事務及び手数料を改正します。

これまで、水道料金の支払証明とその他手数料の徴収を適当と認められるものと抽象的な表現になっておりました。

しかし、この手数料を明確化するために、課税されるものと非課税分ですね、課税されないものに分類した上に、さらに具体的な手数料の減少を明記いたしました。

最後に附則として、135ページの下から7行目をごらんください。

この条例は、第1項により、平成26年4月1日から施行いたします。

また、この条例改正による経過措置として、消費税に関するものを第2項から第5項に、罰則の適用に関するものを第6項に定めております。

以上で説明を終わります。

○議長（山根啓志君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

## 日程第27 議案第32号

○議長（山根啓志君） 日程第27、議案第32号「江田島市船員の給与の種類及び基準に関する条例及び江田島市旅客定期航路事業運送条例の一部を改正する条例案について」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第32号「江田島市船員の給与の種類及び基準に関する条例及び江田島市旅客定期航路事業運送条例の一部を改正する条例案について」でございます。

企業局の組織再編等に伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、企業局長をして説明申し上げます。

よろしくお願いたします。

○議長（山根啓志君） 川尻企業局長。

○企業局長（川尻博文君） それでは、議案第32号江田島市船員の給与の種類及び基準に関する条例及び江田島市旅客定期航路事業運送条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

なお、改正条例本文を147ページ、参考資料として、この改正に係る新旧対照表を148ページから149ページに掲載しております。

147ページをごらんください。

第1条において、江田島市船員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正を行います。

改正内容は、「市長」を「交通船事業の管理者の権限を行う市長」に改めるものでございます。

次に、第2条において、江田島市旅客定期航路事業運送条例の一部改正を行います。

改正内容は、「市長」を先ほどと同じなんですけども、「交通船事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）」及び「市長」を「管理者」に改めるものでございます。

また、4月1日からの消費税改正により、運賃表の改定を行います。

内容については、149ページをごらんください。

上段にある別表第1において、中町・宇品間、海上ロッジ、中町、高田の各港と宇品港の区間の高速艇の2等運賃を現在の620円から640円、急行料金を310円から320円にそれぞれ改正します。

この結果、高速艇料金は現行の930円から30円上がり、960円となります。

中段の別表第2表をごらんください。

運賃改正により、1カ月あたりの定期運賃は通勤用が2万7,900円から2万8,800円。通学用は、1万6,740円から1万7,280円に改正いたします。

同様な理由から、別表4において、20キログラムを超える30キログラム以下の小荷物運賃が240円から250円に改正いたします。

最後に、147ページをごらんください。

附則として、この条例は平成26年4月1日から施行いたします。

以上で説明を終わります。

○議長（山根啓志君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

## 日程第 2 8 議案第 3 3 号

○議長（山根啓志君） 日程第 2 8、議案第 3 3 号「江田島市消防関係手数料条例の一部を改正する条例案について」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第 3 3 号「江田島市消防関係手数料条例の一部を改正する条例案について」でございます。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、消防長をして説明申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○議長（山根啓志君） 岡野消防長。

○消防長（岡野数正君） それでは、議案第 3 3 号江田島市消防手数料条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

本改正は地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正により、手数料額を改定するものでございます。

1 5 1 ページが条例改正案、1 5 2 ページから 1 5 6 ページまでが新旧対照表、そして 1 5 7 ページに参考資料として、江田島市消防手数料条例の改正要旨を添付いたしております。

本日は、1 5 7 ページの、参考資料により説明をいたします。

まず、1 の改正理由ですが、地方公共団体の手数料のうち、特に全国的に統一して定めることが必要な手数料については、地方公共団体の手数料の標準に関する政令で定められておりまして、このたび、消費税率引き上げなどの影響を加味した見直しにより多くの諸経費が必要な手数料について改正がありましたので、本条例の手数料額を改正するものでございます。

続いて 2 の改正内容ですが、新旧対照表を大まかにまとめたものを表にいたしております。

対象となるのは非常に大きな規模の危険物施設の審査や、検査の手数料で若干の増

額となっております。

それでは、151ページにお戻りください。

附則といたしまして、この条例は、平成26年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（山根啓志君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

## 日程第29 議案第34号

○議長（山根啓志君） 日程第29、議案第34号「副市長の給与の特例に関する条例案について」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第34号「副市長の給与の特例に関する条例案について」でございます。

副市長の給料月額を減額するための条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 議案第34号について説明いたします。

159ページに制定条文、160ページに参考資料を添付いたしております。

初めに、参考資料で制定内容を説明させていただき、その後制定条文の説明をいた

します。

160 ページ、参考資料をお願いいたします。

まず、制定の趣旨は、平成25年2月20日付けで、江監第4号による江田島市監査委員監査の結果、財政援助団体である江田島市観光協会における不適正な会計処理が指摘されました。

江田島市補助金等交付規則によりますと、市は補助金が適正に使用されているかどうか審査及び調査を行ったり、また、適合しない場合は、是正のための措置を行うことができると規定されています。

しかし、財政援助団体である江田島市観光協会への補助金交付事務に当たって、市の担当部署の指導監督が不十分だったことは事実であり、このことが、長期にわたり混乱を招いた原因でもあります。

これらのことに対し、副市長が自らを律する目的で給料減額の申し出がありましたので、本条例を制定するものでございます。

減額等の内容は、減額する金額は、給料月額から100分の10、10%を減じた額といたします。

減額する期間は、平成26年4月分と5月分の2カ月分でございます。

159 ページをお願いいたします。

副市長の給与の特例に関する条例の条文説明をいたします。

第1条で趣旨を、第2条で減額期間と減額率を定めております。

附則といたしまして、この条例は、平成26年4月1日から施行するといたしております。

以上で説明を終わります。

○議長（山根啓志君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番 片平議員。

○10番（片平 司君） 自らを律するという意味なんですけど、あまりにも中身が薄い。

一方のですね、事務局長じゃった人は、職を失うたんか期限が1年じゃったんか知りませんが、こういうこの問題が起こって、店もたたまんにやいけんような状態になって、たたんで江田島市からもう出ていこうかっていうふうな状態の中でですね、一方の当事者の方は、この条文を見ますとですね、1割のカット、2か月しかも。

私は、どっちもですね、職を辞するべきじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○議長（山根啓志君） 正井副市長。

○副市長（正井嘉明君） その責任の取り方の軽重をどういうんですか、御質問だろうと思います。

いわゆる責任のとり方が薄いんじゃないかということですが、この問題につきましては、既にいわゆる司法にゆだねてですね、第三者、いわゆる調停で三者でですね、円満に解決をしております。

三者それぞれが言い分がございましたけれども、三者ともですね、このことについては、一定の合意に達して解決を見ておるわけですから、この処分の取り方について、重い軽いということについては、現在、コメントすることはできないと。

私の精いっぱいのところは、この減給10分の1、2か月が適当であろうということで、私の方から申し出たところでございます。

さらにつけ加えれば、この問題が振り返ってみますと、生起したのは、いわゆる、当初契約した契約金額が、雇用契約がですね、年度途中で何回か繰り返されてですね、契約が改正されてるということに対して、三者とも、その労働契約のですね、認識がお互いに不十分であったということに起因していると、このように考えております。

したがって、そのどういうんか、その重さがですね、三者がどういうふうにするんかということについては、調停で一応解決しておるわけですから、もしこれが裁判で、いわゆるこの裁判で具体的に決着をついてないからというのであれば、そういうことがあるかも知れませんが、具体的には8月にこの議会にかけて調停で解決しなさいという議会の合意を得て物事を進めておるわけですから、このことについて、重い軽いということについてはコメントをしがたいとこのように考えております。

以上です。

○議長（山根啓志君） 12番 林議員。

○12番（林久光君） この問題につきましては、いろいろと説があるわけですが、昨年の12月25日に、実は調停をした結果をですね、全員協議会で聞いたんですけど、私はそこでですね、調停はあくまでも、本訴の前段であるというような考えも一部持ってたんですね。

だから、最初にこの問題はあれだけ大きく新聞で報じられて、225万円ですか、それだけのものを一応不適切であるというぐあいに私自身も感じましたし、そういう形で報告したわけですが、実際には、それが、いろんな面でまだまだ不適切な原因がですね、口頭で許可をとっておった。

あるいは、そういう事業契約が変更になったのに、まだそういった観光協会の方から、その許可申請出てないとか、いろいろ問題があったわけですよ。

だから、これは当然その市とすれば、どこまでも本訴にもって行ってから、恐らく戦うんじゃないかという気がしておったんですけど、一応そこで、一応調停がああなったわけですから、その結果はね、これはもう裁判で決まったと同じもんですから、それはそれでいいんですけど、ただ、225万のうちですね、9割ぐらいを江田島市が責任を持つというような結果になったわけですよ。

そうすると、今だにまだ、この御説明いただきましたこの時間外勤務手当にしても休日出勤手当にしてもですね、やはり、我々が監査委員が調べたときと全く同じような内容なんですね。

だから、最近ですね、なったということを知りまして、あと私もある元の会長さんあたりにいろいろ確認をしたんですけどね、なんら私はもうそういう指示はしてないんだと。

あくまでも、私は素人でわからないから、とにかく市の許可を得ながらやってくれ

ということを言ったんだというような返答だったんですね。

そうしますと、それなりにですね、市の責任もあるんじゃないかという気はするんですけど、ただ、調べた、ちょうど1年ぐらい前に調べたときはですね、なかなかそういうのが表面に出てこなかったんですね、わからんですね。

だからそれで、そういう数字を出したんですが、それじゃったら、今のような結果を見たらですね、監査委員はなにをしようかということになるんですね。

だからそれはね、私らまだこの内容については、その200万ぐらいの金額については、どういう責任になるかということの、まだ私はまだ納得がちょっとできないんですね。

そこらあたりを、ほいじゃが、一応今の副市長さんのお話では、一応調停で決まったんだからということでもありますけども、それは結果論でいいんです。

ただ、江田島市の方から見たらですね、あるいは市民から見たら、あれだけ太鼓を叩いて、太鼓じゃないですけど、新聞にバアッと出してですね、やって、それであれで終わりかよというような今の状態じゃないかと思うんですが、そこらあたりは、もうあれで済ますわけですか。

そこらをちょっと一言教えてほしいんですが、その200万ぐらいの責任については。

○議長（山根啓志君） 正井副市長。

○副市長（正井嘉明君） いわゆる不適正であると、200万余りですね金額。

ほいで残高200万ぐらい、これ市が負担をしているんじゃないかと。

この責任はどうかということなんですが、いわゆる今回の問題はですね、お互いにどういうんですが、これがいいということで、それぞれが労働契約についてですね、先ほど言いましたように、基本的な認識が不十分であったためにですね、これは労働契約が成立しているという部分もあったり、いやこれは不適切であるという部分もあったりしてですね、お互いの言い分がたくさんありました。

しかし、この問題をですね、調停だけでなしに、ほかにですね、いわゆる訴訟を起こしてですね、最終的に決着を見ることが本当に今後のですね、観光協会の振興につながるかどうかということがございました。

監査委員からの指摘はですね、確かに一つ一つ精査すればそのとおりでございます。

しかしその後、いわゆる口頭であれですね、役員と当事者がですね、約束を交わしたんだと、いや交わしてないとか、そういったことをぎりぎり詰めていくとですね、やはりどういうんか、本当の解決になるかとも思いますけども、最終的に裁判でですね、争えばですね。

しかし、それが本当に解決の手法としていいんだろうかということで少し長引きました。

当然、訴訟を起こすということになれば、観光協会の会長、観光協会を相手取ってですね、訴訟を起こすということになりますけれども、最後はですね、いわゆる損害賠償ですね、観光協会に求めるべきかどうかということは迷いました。

そういう中で内部で協議してですね、これ円満解決を図って、お互いの言い分があ

ると、最後の最後まで詰めるほうがいいんか、それとも観光協会の早く建て直してですね、観光行政を進めることが大事なんじゃないかということで、行政の執行部側もですね、悩みに悩んだ挙句ですね、やはり三者で、もしお互いに歩むことができればということで、具体的にこの損害をですね、損害賠償ということでですね、今回、当事者も払ったのではなくてですね、要するに解決協力金という形で払ってるわけですね。

損害賠償として払ってるんじゃないんです。

そういう受けとめをしていただいでですね、一応司法でゆだねた限りにはですね、その方法で解決を、一定の解決を見たいというのが私の考えでございます。

十分説明になってないとは思いますがけれども、繰り返すようですけどもそういう状況でございます。

以上です。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

11番 胡子議員。

○11番（胡子雅信君） 今回、財政援助団体、江田島市観光協会の今回一連のことについて、副市長が自らを律する目的で、10%カットの2か月分ということを申し出されております。

これ、私が今聞きたいのがですね、今回この観光協会についての混乱を招いた責任をとるといことですが、これ昨年2月にこういった監査報告等もありますが、江田島市も御存じのとおり、それ以外にたくさんの補助援助団体があります。

そこのどういんですか、観光協会にやっってこういうことがあったんで、例えばそれ以外の補助団体に対する交付のですね、手続きが、本当に確かなものかどうかい確認は全団体の分されましたですか。

○議長（山根啓志君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 監査委員さんの方へですね、社会福祉協議会、そういった市の方でかなり高額な補助をしておる団体につきましては、監査委員さんの方へお願いして、今ちょっと記憶しておるんですが、4団体ぐらいは一応監査させていただきました。

その他の補助団体につきましては、職員の方に、それぞれの担当部署の職員に対しまして、これまでも以前、こういった補助金の職員による不正の部分がございまして、その時点でマニュアルを作成いたしまして、通帳とかですね、そういった印鑑とか、そういった保管の方法とか、毎月、その月計ですか、月の支出の、収入支出の確認とか、そういったことの事務はそれ以降ずっと定期的に、定期的いのか継続して行っておる状況でございます。

以上です。

○議長（山根啓志君） 11番 胡子議員。

○11番（胡子雅信君） まだ全部されてないということにお見受けします。

今回せつかくですね、こういう契機があつて、副市長自ら律するために、こういったことを提案されるわけですね。

ですので、やはり1回こういうことが起こったことに関して、やはり援助団体すべ

てについて、本当にその担当部署がしっかりその事務手続をしているかどうか、これを1回調べてみていただかないと次また起こりますよ。

以上です。

○議長（山根啓志君） 3番 上本議員。

○3番（上本一男君） 私はですね、副市長が10分の1給料減額というのは、どうも僕納得いかない思うたんですよね。

いううちにね、お互い調停して僕はえかった思う。これはね。

ええんじやが、市民の目から見たら、あれだけ騒がしたと、林さんが言っているようにね。あれだけ騒がして大騒ぎして、給料の10分の1、よいよ2か月でしょう。全然誠意が伝わらんいうことをね、言いよるでしょ。

確かに副市長はそういうぐあいには、一応自分の方から騒がしたいというようなことでやってくるんですけど、その誠意、一般のもんが見てですね、それはちょっと伝わってこない思うんですが。

○議長（山根啓志君） 正井副市長。

○副市長（正井嘉明君） 市民がどのように受けとめとるかいうことは私もよくわかりませんが、この問題についてですね、先ほど申し上げましたように、この責任の軽重、重い軽いがですね、どこが1番重くてどこが軽くて、どこが1番責任取らんにかいけんのかという問題に限ってはですね、市民は市民感情でいろいろ考えるでしょう。

あるものは、行政に対して賛同する者もあるだろう。あるいは、観光協会に対する御意見もあるでしょうし。当事者に対する御意見もあるでしょう。

しかし、その考え方はそれぞれがまちまちで、先ほども申し上げましたように、この問題を整備しようとしたときにですね、それぞれの言い分があるわけです。それぞれの言い分が。

ではそれが正しいかどうかということ、先ほども申し上げましたように、最終的に詰めるとすれば訴訟という方法があったかもしれません。

訴訟になればはっきりします。どこが悪くてどこがおかしいと。

しかし、そこまで詰めていいんだらうかと、先ほども言いました。

そここのところが十分理解や、お互いにどういうんですか、議員さん方にも説明不足のところがあったかもしれませんけれども、これまでも繰り返し説明をしてきたとございます。

先ほども言いましたように、こういう事例はこれまでもありませんでした。

最初に雇用契約をして、途中で何回となく雇用変更がですね、なされるということは、補助団体の中では、なかなか見受けられないんです。

しかも、そういった理事会とか、公のどういうんかね一定のどういうんかね、場所で協議された形跡もない。書類も残ってない。

そういう中で、労働契約は一定の労働契約を結んだと、いや結んでおるんか結んでないんか。

そこを指導的な立場にある市の職員が、観光協会という補助団体に対して、どこまで関与できるんか、介入できるんか、こういったことも総合的に考えた場合に、これは

最終的にはやはり調停という方法で、お互いの言い分を言って、理解が、お互いにできれば、円満解決が図られればいいということでですね、それぞれが納得をして解決を見ておるので、その点はですね、その責任がどこが多くてどこが小さくてということではなしに、認めていただきたいと、これは我々が第三者にゆだねた原因でありまして、決して内輪でお互いに内輪でももぐってですね、解決を見たのではないということは、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（山根啓志君） 3番 上本議員。

○3番（上本一男君） 今の副市長のことを理解しました。

でもね、私が思うんは、こういう問題そうでは一応解決しとるんなら出すけえおかしくなる。

一応10分の1というようなこう数字をこう見るとですよ、一つも、ちいとは責任感じとんかいうようなこう感じがするんですよ。

これ出さんにやええのこういうこと。

出すけえおかしくなる。

出しゃあ例えば、給料50%カット、2か月、例えば半年をやるというようなじゃったら誠意が伝わるじゃないですか。

これこういうことを出すけえ、ごたごた言うようになる思うんですが、責めちよるわけじゃないんですが、僕はそのへんをそういう思います。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（山根啓志君） 暫時休憩いたします。

午後3時35分まで休憩します。

（休憩 15時21分）

（再開 15時35分）

○議長（山根啓志君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

日程第 3 0 議案第 3 5 号

○議長（山根啓志君） 日程第 3 0、議案第 3 5 号「第 2 次江田島市総合計画基本構想案について」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第 3 5 号「第 2 次江田島市総合計画基本構想案について」でございます。

本市のまちづくりの基本的な理念であり、都市像及び将来の基本目標を示し、基本計画及び実施計画の基礎になるものとして、基本構想を定める必要がありますので、江田島市総合計画策定条例第 5 条第 1 項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 議案第 3 5 号について説明いたします。

平成 2 3 年 5 月の地方自治法の一部改正により、市町村基本構想の策定義務が廃止され、議決案件ではなくなりましたが、本市としては、引き続き、総合的かつ計画的な市政運営を図るため、本市の総合計画の策定に関し、必要な事項を定める江田島市総合計画策定条例を、昨年 2 月の議会定例会で議決の上、制定いたしました。

このたび、市総合計画審議会の答申を踏まえ、基本構想案がまとまりましたので、同条例第 5 条第 1 項の審議会の手続を経て、基本構想を策定または変更するときは、議会の議決を経ることとした規定に基づきまして、提案をするものでございます。

別冊の第 2 次江田島市総合計画基本構想案の 1 ページをお願いいたします。

まず目次でございますが、5 章立てで構成されております。

次に、2 ページをお願いいたします。

まず 2 ページから 8 ページにかけては、第 1 章計画策定に当たっては、計画策定の位置づけ、計画の期間 1 0 年間、計画の構成基本構想、基本計画実施計画、まちづくりを取り巻く状況と課題、合併後 1 0 年を振り返って施策評価と課題の検証、まちづくりに対する住民の意識、意見などを取りまとめております。

次に、9 ページから 1 3 ページにかけては、第 2 章まちづくりの基本指針では、計画推進に当たって三つの条件整備に取り組み、協働と交流でつくり出す「恵み多き島」えたじまを 1 0 年後の目指す姿として掲げ、1 0 年後の目標人口を 2 万 3, 0 0 0 人と推計いたしております。

さらにこれを実現するため、「市民満足度の高いまちづくり、未来を切り開くまちづくり」の二つの基本戦略を展開することといたしております。

次に、1 4 ページから 2 3 ページにかけて第 3 章では、第 1 の基本戦略として位置づけた市民満足度の高いまちづくりの施策や部門ごとの方向と取り組みを定め、1

0年後の数値目標を住民満足度70点以上としています。

次に、24ページから27ページにかけて、第4章では、もう一つの基本戦略、未来を切り開くまちづくりとして、海生交流都市の継承と再定義を行い、その実現に向けた方向性を示し、10年後の交流人口を、倍増の数値目標100万人達成を目指しております。

次に、28ページから30ページにかけて、第5章では、土地利用構想として、都市、地域、観光交流拠点の整備、市の魅力と活力を高めるゾーンの整備及び陸と海の交流ネットワーク軸の形成について設定をいたしております。

最後に、審議会の答申の写しを最後に添付いたしておりますが、なお書きといたしまして、基本構想の決定及びこれに基づく基本計画、実施計画の策定に当たっては、本審議会の審議結果を十分踏まえ、着実な推進に努められるよう申し添えられております。

以上で、簡単ではございますが、説明を終わります。

○議長（山根啓志君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番 胡子議員。

○11番（胡子雅信君） 全員協議会の方で説明いただきまして、恐らくきょう私のお願いのもとに今回この江田島市総合計画の取り組み状況っていうのを、議員全員に配付していただいたという認識でおります。

今一応こちらの方で主な取り組みということで、いろいろ並べられていると思います。

基本構想は私これで結構かと思うんですが、全員協議会で申し上げましたように、これから来年度1年かけて基本計画策定すると。

その主張としてのこういった、この10年間何やってきたのかっていう羅列の表だったと思うんですよ。

私は、もう一つ申し上げたいのがですね、今後、4月からそういう基本計画するになるわけですけども、江田島市も合併して丸10年。

ということは、平均的に予算が1年140億とすれば、10年間で1,400億円の税金でこの市を運営してきたということではあります。

そういう意味では、できましたらですね、今後その基本計画するに当たって、この今、事業のやったことは書いておりますが、これで幾らお金を使ってどういう効果があったか、そういったところまた検証していかないと、次の10年の計画は立たないと思うんですけども、その点、こういうふうに進めていこうかというお考え、あれば教えてください。

○議長（山根啓志君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 数値目標とかですね、そういった今の具体的な計画とかの部分に入りますと、実施計画とか基本計画の中でうたっていくような形にはなりません。

きょうお配りしとる部分の、さらに数値的なものをお示しいただきたいような御質



度表すことができるかという、非常に難しい部分があると思います。

ただ振り返って10年間、相当な事業や展開してきておりますので、何かの形でですね、まとめていかんにかんとは思っております。

今後検証するために、先ほども言いましたように、満足度とそれから重要度、このことについては毎年市民アンケートを実施しましてですね、そしてそれによって施策度、それから、重要度、満足度のギャップをですね、埋めていくという作業に入ろうと思っております。

そのために具体的な数値目標も定めておりますし、戦略もですね、2つの戦略を抱えていると。

具体的には実施計画や基本計画の中でですね、目標値が達成できるようなですね、計画をプランをですね、練っていきたいと、このように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

### 日程第31 議案第36号

○議長（山根啓志君） 日程第31、議案第36号「公の施設の指定管理者の指定について」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第36号「公の施設の指定管理者の指定について」でございます。

竹炭工房おおがきについて、公益社団法人江田島市シルバー人材センターを指定管理者として指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして、議

会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 議案第36号について説明いたします。

本議案は、先ほど議案第22号で議決をいただいた、竹炭工房大柿について指定管理者を指定したいので提案させていただいたものでございます。

162ページをお願いいたします。

施設の名称は竹炭工房おおがき。指定管理者が、公益社団法人江田島市シルバー人材センターで、所在地は、江田島市江田島町中央1丁目15番15号です。

指定の期間は平成26年4月1日から平成28年3月31日までの2年間です。

163、164ページに参考資料、指定管理者の選定資料として、ただいま説明いたしました施設の概要、指定団体候補者の概要、それから、指定管理者の業務の範囲、指定の期間、指定管理料、選定の理由を添付いたしております。

以上で説明を終わります。

○議長（山根啓志君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番 胡子議員。

○11番（胡子雅信君） 今回指定管理制度を導入して、今、施設管理受託していったところの江田島市シルバー人材センターに新たに指定管理者として、運営してもらうということであります。

今回、指定管理料年間200万ということで、全員協議会の方で御説明いただきました内訳を見ましたら、要は、どういうんですかね、竹炭工房の売り上げですよ、売り上げが約100万円。そして経費の部分が300万。

ですから、残りの200万円で何とか運営していただきたいという数字のどこだと思ふんです。

一方で今までのその受託管理、施設管理受託事業というのは、これおそらくシルバーさんのこれまでの平成23とか24年の予算を見ていると、年間132万という数字がこの受託のね、収益として、予算書にあがってます。

ということは、今まで江田島市は130万円を、どういうんですか、施設管理の受託費用として、委託費用として130万渡してました。

ただし、先ほど大柿のところで産業部長が売り上げが大体80万か90万とおっしゃってましたよね。

という意味では、いわゆる132万円とプラスの80万円じゃちょっと赤字が出てきますねというところで、とんとのラインの200万円という指定管理料ということで、今回上程されるのかなというふうに思うんですが、私の理解でいいのかどうかいうところですね。

ですので、全員協議会の説明の中でも、いわゆる労働基準監督署の是正指示、指導

というのは、そういった受託はして132万円という数字、ごめんなさい、これが正しいかどうか分からないんですけども答弁いただきたいんですが、それがうまく運営がいかないんで、要は、状況を是正するために、今回導入するということによろしいですか。

○議長（山根啓志君） 沼田産業部長。

○産業部長（沼田英士君） おっしゃるようになりますね、労働基準監督署の方から指摘を受けた案件でございます。

現在ですね、管理委託料ということで、管理委託契約をシルバーと交わさしていただいております。

昨年の24年度の例でいきますと、シルバー委託料が195万6,400円余りですね。23年度で185万4,000円そういうシルバー委託料で行っていただいております。

で、施設の維持管理にかかる経費でございますけども、需用費、燃料代とか光熱水費が約50万余り、その他原材料二十数万、トータルしますと約300万ぐらいの経費ということ。

売り上げについてはですね、23年度で78万1,000円、24年度で78万5,000円、25年度で、4月から1月の段階で86万7,000円。

ということで、80万前後の売り上げがあるだろうと。

100万円の想定しとるのは、来年度からしまのわの事業等がございまして、シルバー委託しとるところで今この指定管理になりますと、体験学習的な要素もその収入として考えられるということで、100万円程度の収入があるだろうということで、300万引くの200万円で200万円ぐらいの指定管理委託料でやっていけるんじゃないかなろうかということで、内々に相談した結果、何とかいけるかもわからないということで内諾を受けて、このたび指定管理をお願いしようというふうに考えております。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

15番 山本一也議員。

○15番（山本一也君） 指定管理ということで大変いいことだろうと思うんですがね、今まで、竹炭工場の製品というのは、私は、他のところと比べても引けをとらないぐらい、いい製品を作っとるんだけど、PRが足りない、売れない、売り方を知らない。

そのことも反省の中に入れて、これから、行政の方が、どうせ補助金出すわけですから、そこらの部分も応援していただきたい。

特に、空き家がありながら、この島には空き家がありながら、今新築ブームのような形であっちこっち家が建つとるわけですが、そうしたところへも使こうってもらうのも非常にいいことだろうと思うんです。

目的が環境保全のために、私がしょっちゅういつも言いよる里山を大事にしましょう。

これからの市の目標も、6つの旨の観光利用いう形で、竹があったんじゃあ、なんの観光地にならないんです。

いち早くそうしたものをきれいにして、みてのいい環境にいい島にするためにも、この事業を市上げて促進していかなきゃならない問題と思っておりますので、行政の方

も陰ながら何とか支援をしてあげていただきたいと思います。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

3番 上本議員。

○3番（上本一男君） 今山本さんが言われた、件にちょっと僕も補足したいんですがね、今この島は荒廃した竹林がすごいありますよ。

これは、ちょっといらんことなんですけど提案なんですけどね、市の職員が全部極端に、僕は商売人じゃけえこういうことを考えるんですけど、竹炭工房おおがき、竹炭があるから悪いんですよ。

要はあそこを空にしとけば、早く言えば空にするということは、また炭を焼かんにゃいけんと。

炭を焼くためには、ここのシルバーセンターへ頼んで木を切ってもらおうでしょう。

それとにかく市の職員が、どうゆうてええですか、竹炭工房おおがきの営業マンになってですね、例えば僕がちょくちょく、竹炭買わしてもらおうんですけど、そういう場合にやって、竹炭をみんなにPRすることによって、僕は竹林は整備されてくるんじゃないか思うんですが、参考に一つちょっと言いたかったもので。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

## 日程第32 議案第37号

○議長（山根啓志君） 日程第32、議案第37号「市道の路線変更について」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第37号「市道の路線変更について」でございます。

中央2号線及び中町70号線の市道路線を変更したいので、道路法第10条第3項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、土木建築部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

箱田土木建築部長。

○土木建築部長（箱田伸洋君） それでは、議案第37号市道の路線変更についてを御説明いたします。

本案は、変更対象となる路線の他の道路との接続状況や利用状況を踏まえ、市道の終点の位置を変更するものです。

まず、市道路線変更調書の整理番号1、中央2号線についてですが、新旧対照の旧の下段の終点、江田島町中央3丁目18197番4地先を新の下段のとおり、江田島町中央3丁目18158番1地先に変更するもので、延長が135.4メートル増加し、幅員も、2.1から6.2メートルに変更となります。

変更理由は、165ページの参考資料をごらんください。

上段に路線変更前、現在の市道中央2号線の全景と下段にアップ写真を載せております。

この道路は、江田島町中央3丁目のN T Tの前から東側の山に向かっている路線でございます。

市道の現在の終点は、写真の赤い矢印の地点ですが、実際の道路はですね、さらにその先で、農道江田島701号線に接続しているような状況でございます。

この区間については、農道道路網の整備に伴いまして、法定外道路となったもので、この終点を次のページの路線変更後の写真の赤の矢印のとおり、農道江田島701号線との接続地点に変更するものです。

この箇所については、市道とする要件を満たすことから、現認定区間と同様に管理することが適当であり、また、適切な道路網を構築することに資するため、認定区間を延長するものです。

次に、165ページに戻っていただきまして、市道路線変更調書の整理番号2、中町70号線についてです。

新旧対照表の旧の下段の終点、能美町中町字水野元4124番1地先を新の下段のとおり、能美町中町字黒張4736番5地先に変更するもので、延長が109.8メートル減少し、幅員も5から6.5メートルに変更となります。

変更理由は、168ページをごらんください。

この路線は、中町棧橋から飛渡瀬方向へ300メートルほど行ったところに河川が出ておりますが、その河川沿いの行きどまりとなっている市道でございます。

現在の認定区間は、県道高田沖美江田島線から矢印までの135.2メートルの区間となっております。

次のページをごらんください。

今回、白の破線部分、下の図ですね、白の点々ですけども、ここを市道から外し、終点も手前の市道、能美運動公園へ向かう、市道鹿川鎌木から中町水野元線という市道

でございますが、そこの交差点に変更するものでございます。

変更該当区間は、沿道の農地が荒廃するなど、周辺地域の変化に伴いまして、広く一般の用に供するものではなくなっているため、市道として管理すべき財産でないと思われれます。

残る赤の短い区間ですけども、この区間をですね、能美運動公園側から来る車がですね、市役所方面に左折していくときには通行しておりますし、逆に市役所方面から能美運動公園の方に入る、曲がって、車が右折してそこを通っていく、というようなことで非常に交通量もある路線でございますので、この区間については残して、この区間だけを認定区間とする変更行うものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（山根啓志君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番 山本秀男議員。

○9番（山本秀男君） 路線変更ですが、169ページの中町70号線ですが、並行してあって行き止まりだから、169ページの25メートルに変更するというところでございますが、道も使いよる人はおるんですよ。

で、おるのに路線を廃止するというんですが、この路線変更の基準いうのはあるんですか。

この路線についての、この廃止、追加することによるメリット、デメリットというのはありますか、お伺いします。

○議長（山根啓志君） 箱田土木建築部長。

○土木建築部長（箱田伸洋君） 市道の認定に関しましては、江田島市市道認定に関する事務取扱要綱というものが定まっております、その2条におきまして、認定の基準について、ちょっと条文読まさせていただきますけども、第2条 市道に路線認定する道路は、江田島市内において、一般の交通の用に供している道路であり、次の各号のいずれかに該当するものでなければならないとなっております。

1、公共事業により整備され、次のいずれかに該当し、市道として管理する必要がある道路。

その中で、アとして、道路の起点及び終点が、国道・県道・市道又は農道等に接している道路というふうに書いてございます。

ここの場合、行きどまりということで、起点及び終点ということで、片方しか接していないということがあります。

同じその1のエの中にですね、国道・県道・市道又は農道等と2戸以上の住宅を結ぶ道路という基準もございまして、ここは、行き止まりの先にですね、1軒のお宅があるんですけども、2戸満たしてないということで、今回、この基準からかんがみまして、市道から外させていただくこととしたことでございます。

以上でございます。

○議長（山根啓志君） 9番 山本秀男議員。

○9番（山本秀男君）　　メリット、デメリットも聞かしてもろうたんですが、要は私が言いたいのは、170ページの道路法の抜粋の第10条において、市町村長は、一般交通の用に供する必要がなくなったと認める場合には、今言われましたが、当該の全部又は一部を廃止することができる。

いわゆる廃止しなくでもいいと、することができるということを言っておるわけでございます。

せっかく、市道に認定しておるのを廃止する必要もないと。

あわせてデメリットとしたら、この市が認定している道路については、普通交付税措置もあるわけですね。

これは、短くなれば、当然ふえることはない、減額の要素が出てくるということで、せっかく入れておるのですから、市の方で面倒見てもらえらばどうかということでございます。

○議長（山根啓志君）　　箱田土木建築部長。

○土木建築部長（箱田伸洋君）　　今の170ページですね、道路法の抜粋でございます。

この基準、できる基準、できる規定でございますけども、これはやはりその道路の要件を、道路としての要件、要は、道路は、ネットワークを形成して、広く一般の人が使う道路をきちっと管理していくということの目的で決めていくものでございますから、その要件を満たさなくなったものは廃止しなさいということを書いているわけではありません。

廃止をしなさいということではなくて、あくまでもその行政の判断として、ある一定の基準に基づいて、それを廃止することができる、こういう法令の書き方ですから、一般的によく御存じのとおり、できる規定を書くものだと思っております。

そのネットワークを形成して、市道としてのある一定の基準を、先ほど申しました市の要綱の中で決めさせていただいております。

なかなか市内にはですね、こういったような行きどまりの道路とかたくさんまだ残ってるんだらうと思えます。

その道路を管理するにあたっては、やはりそれ相応のコストがかかってくるものだらうと思えます。

だからこそ、交付税の基準額に繰り入れるということになっておるんだらうと私は思っております。

ですから、残しておけばいいじゃないかという考え方もあろうと思えますが、やはりそれは道路として維持管理をしていくこともですね、コストがかかるものですから、それは適切に見直しをして、ある一定の基準で線を引かしていただくのは、道路を管理している立場からすると、そういう形で進めさせていただいておるところでございます。

○議長（山根啓志君）　　9番　山本秀男議員。

○9番（山本秀男君）　　道路管理者の方とすれば、当然管理は我々がよそへしたほうがいいよというのは、そりゃどういったらええですか、自分の守る意味であるんでしょうが、全体を考えてもろうて、仮に1軒でもあったら、朝は新聞屋さんが来る、郵便局

屋さんが来る、1人だけじゃないんですよ。

当然使うんですよ。

だから私が1人でもおるところについては、条件があるんなら、せっかく入れとるんだから、外す必要ないじゃないかというのが私でございます。

以上です。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

10番 片平議員。

○10番（片平 司君） そうするとこれ市道がないなったら今度私道、里道、どっち、里道になると3割負担かいね2割負担かいね、どういうふうになるんですか。

○議長（山根啓志君） 箱田土木建築部長。

○土木建築部長（箱田伸洋君） 今お伺いのところは70号線のところだと思いますけど、あそこの部分、里道に変わるといことなりますと、法定外公共物の補助金の交付要綱ですね、あれになりますと、25%が道路の場合は、地元の方でもっていただくということになると思います。

ただ、現実的にここの道路についてはですね、この白の点線の部分については右側が川になってます。

左側は荒れている畑と道路の高さはフラットです。

全くもうほとんどフラットなんで、仮にここの道路が被害を受けるというか壊れるとすれば、川の方が崩れて壊れるということしかまず考えられないと私どもは思ってます。

そうすると、川の方は、市が管理する河川でございますので、ここの部分については、川が壊れれば、それは市の方で、災害復旧とか維持修繕もしていくということでございますので、実質的に地元の方が負担していただくことはほとんどないんだろうなと思っております。

○議長（山根啓志君） 10番 片平議員。

○10番（片平 司君） 実はこの道路のすぐそばへ私の畑があるんじゃないけど、ほいじゃけえ言うんじゃないんよ。

ここの家はね、もう年寄りなんよ多分。

ほいじゃからね、多分もし道路が壊れたとしても、直すとするりゃ1軒じゃから、1軒しかないわけじゃけえ、家はね。

隣は元川崎町長の土地じゃけえどうかしらんけど、1軒しかないわけじゃけえ直すとしたら全部自分が3割か2割もたんにゃいけんなるからね。

ほいで、高齢じゃけえ大変じゃろうと思うんです。

ほいで今あなたが言うように、護岸が壊れるけえ市がみるけえ大丈夫じゃゆうていうんなら大丈夫じゃあ思うんじゃが、その辺よろしくお願いします。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

### 日程第 3 3 議案第 3 8 号

○議長（山根啓志君） 日程第 3 3、議案第 3 8 号「市道の路線廃止について」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第 3 8 号「市道の路線廃止について」でございます。

宮ノ原 1 7 号線、宮ノ原 1 8 号線及び中町 1 5 号線の市道路線を廃止したいので、道路法第 1 0 条第 3 項の規定によりまして、議会の議決を求めますのでございます。

内容につきましては、土木建築部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） 箱田土木建築部長。

○土木建築部長（箱田伸洋君） それでは、議案第 3 8 号、市道の路線廃止についてを御説明いたします。

本案は、道路改良による交通環境の変化や沿線の土地利用状況の変化に伴いまして、市道としての用途を喪失した路線について廃止を行うもので、対象の路線は、市道路線廃止調書に示す 3 路線でございます。

順に廃止理由を御説明いたします。

1 7 2 ページの参考資料をごらんください。

宮ノ原 1 7 号線と宮ノ原 1 8 号線の全景とアップ写真を載せております。

場所は、宮ノ原から幸ノ浦に向かう県道石風呂切串線がございしますが、その登り坂の途中になります。

この 2 路線は県道の道路改良に伴って、それぞれ、矢印の終点のところだけで、県道に接続して車が通り抜けできない、行きどまりの形となっております。

沿線は果樹畑となっておりますので、もっぱらその耕作者の方々のみが利用されております。

一般の車両の通行はほとんどない状態と現在なっています。

次のページをごらんください。

中町15号線の全景とアップ写真を載せております。

場所は、能美中学校の国道を挟んだ反対側にため池がございますが、そこから山の中に向かった行きどまりの道路となっております。

もともと沿線にはですね、田畑があったようでございまして、耕作の際に、道路が利用されていたかなと思います。

現在はですね、荒廃が進んで耕作の実態はもう全くなく、道路ももうほとんど利用されてないと、落ち葉がたまって、まず利用されていないんだろうなというような状況でございます。

以上のように、当該3路線は、市民の生活上も重要な道路としての用途を喪失しておりまして、市道の認定条件も満たしていないことから、市道として管理すべき財産でないと判断し、廃止するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（山根啓志君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番 酒永光志議員。

○2番（酒永光志君） 先ほどの山本議員の質問と同じようになると思うんですが、私はせっかくですね、市道としての機能をもっておりながら、利用状況が悪いとかですね、途中で行き止まりになつとるかといつて、交付税の算定、単位費用のですね、中に入っておる市道の延長路線、これを廃止するというのは、この財政が厳しい厳しいって皆さん言っておられるわけですから、その歳入をいかにして確保しようかいうときにですね、少しでも、交付税が少なくならないようなことを、私は職員として考えるべきじゃないかと思ひます。

ましてやですね、今のこの市道宮ノ原17号線についてもですね、これは県道へちょっと例えば手を加えれば、県道へこれ繋げる要素があるわけでしょう。

そうした場合には、これは行きどまりじゃないじゃないですか。

このせっかくあるこれだけの三百何メートルもある道路をですね、市道から廃止するんじゃないくて、例えば10メートル、20メートル新たに県道に繋ぐ道を開削してですね、これを何かのときの例えば迂回路に使うとか、そういうことは考えられないものではないでしょうか。

私はね、今のそういうあれで市道から里道に落ちるといふのが残念でなりません。

そこらあたりどうなんですか。

○議長（山根啓志君） 箱田土木建築部長。

○土木建築部長（箱田伸洋君） ここの市道17号、18号の道路につきましてはですね、先ほども説明をさしていただいておりますけども、市道の考え方からいきますと、広く一般の用に供している道路というような考え方がございますので、ここは、その専ら使われている方がここの果樹の栽培をされている方ということで、このたび市道から

廃止をするに当たりましてですね、一応産業部の方と調整をさしていただいて、農道として管理をさしていただくというような形をとらせていただこうと思っております。

なかなか交付税措置の参入をしていくには、その道路の当然路線延長がかかってくるわけでございますけども、先ほども申し上げましたように、その市道として管理をしていくのが適切かどうかということからしましてですね、道路を管理する方としては、こういう提案をさせていただいたとこでございます。

以上です。

○議長（山根啓志君） 2番 酒永議員。

○2番（酒永光志君） 今回ですね、このような格好で市道の廃止というのが出ました。

今後ですね、例えば今の考えであつたら、どこでもそういう例えば行き当たりも突き当たってですね、通り抜けのできない道路というのは、ほとんど、例えば市道から廃止されるような要素が残ってくると思うんですね。

そこらあたり市長どうなんでしょうか。

できるだけ私は食い止めるべきだろうと思うんですけども。

○議長（山根啓志君） 田中市長。

○市長（田中達美君） 道路ですから、たくさんあれば便利がいいのはそりゃあ、これはだれが考えても分かりきった話なんですけれども、やはり、例えば、特定のしか使わないとか、一般的にほとんどもう使われないと、山へ行けば、例えば山の、今でもそうですけど山の方へ行けばですね、もう全然通る、もともと道があつたところでも全然、例えば農道にしても里道にしても、みな通らないようなとこたくさんあるわけですよ。

やっぱりそういうことを位置づけると、やっぱりそれはそれなりに管理をする責任が市に生じますから、やっぱり全体的にそういう経費と、そういう利便性、皆さんが使いよる利便性とかそういうものを考えるとですね、やはり市としては、一定の基準を設けて廃止するなり転用するなりということは、これはもうやむを得んのじゃないかということで、これからも多分そういう位置づけで物事の判断はしていくように私はなるように思っております。

○議長（山根啓志君） 2番 酒永議員。

○2番（酒永光志君） できるだけですね、そういうことのないように考えていただきたいんですよね。

合併してですね市になりました。

それぞれの各町で管理しておつた農道・市道、これがですね、全然、例えば下刈りもされない、道路に木が覆いかぶさつとんですね。

それを切ってももらえないという状態が続いておるんですよ。

ということになると、誰も車が傷つくようなところを走らんじゃないですか。

散歩に来てですね、そういうところを恐ろしくて通りませんよ。

やっぱり、そういうところもやはりある程度手を継続的に、そりゃまあ若干費用がかかります。

加えていただいて、それはそれでやはり、市の方としての交付税の算定要素の中で生かしていくという、私はこの取り組みが必要じゃろうと思います。

はい、終わります。

○議長（山根啓志君） 9番 山本秀男議員。

○9番（山本秀男君） 宮ノ原の17号、18号についてですが、これを廃止して、法定外公共物、里道になるわけですが、ここにはですね、ミカン農家、専業農家も利用しておるようなところなんですよ。

それで、里道じゃ今度は、さっきの質問もありましたが、2割5分の負担をせんにやいかんのんですよ。

そんなことをしよったら農業はますます衰退していきますよ。

それで、産業部長にお聞きしたいんですが、農道台帳で農道として位置づけをしていただけるかどうかお伺いします。

○議長（山根啓志君） 沼田産業部長。

○産業部長（沼田英士君） この市道を廃止する時にですね、土木部長おっしゃったように、一応協議がございました協議が。

その中で、やはりきれいに作物を作られとる実態をお聞きしておりますので、農道としての位置づけはしなくちゃいけないというふう認識でございます。

今現時点です。

ただ、農道としての台帳まで載す、今ちょっといろんところの分を案件ごとにやっていったら大変なことになりますので、そのへんは一たん整理する段階です、こういった耕作されているところの周辺の道路については、農道として管理していきたいというふうに考えております。

実態的には、農道として管理していくんですけども、台帳の載す時期についてですね、ある一定の時期で整理していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山根啓志君） 9番 山本秀男議員。

○9番（山本秀男君） 要はね、受益者の負担のなしで、市の方がやっていただけるかどうかということなんです。

○議長（山根啓志君） 沼田産業部長。

○産業部長（沼田英士君） 産業部といたしましても、農業の1次産業の振興ということが非常に大切だと思っております。

で、荒廃農地がこれ以上あまり広がらないようなことということで、農道としての管理をしていきたいというふうに考えております。

○議長（山根啓志君） 9番 山本秀男議員。

○9番（山本秀男君） 最後になりますがね、先ほど酒永さんもありましたが、交付税の措置ですが、交付税対象なるとるんですが、この37号、38号、今回出した路線の変更によって、交付税が変わるのか変わらないのか、変わるんでしたらどれくらいなるんかということをお尋ねいたします。

わからなかったら休憩してもらえりゃ思うんですが。

○議長（山根啓志君） 箱田土木建築部長。

○土木建築部長（箱田伸洋君） すいません、ちょっと今、そこら辺の状況わかりま

せんので、またそこは調べましてですね、別途御回答させていただきたいと思います。

○議長（山根啓志君） 暫時休憩とします。

（休憩 16時25分）

（再開 16時38分）

○議長（山根啓志君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

箱田土木建築部長。

○土木建築部長（箱田伸洋君） それでは先ほどの御質問にお答えいたします。

基準単価がですね、メーター当たり259.6円というふうになっております。

今回の38号議案で3路線で776メートルの減となりますので、これを掛けますと、20万1,450円ぐらいの減という形になります。

以上です。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

4番 中下議員。

○4番（中下修司君） 私、急ぎよ昨日この宮ノ原のこの路線について現場行って見てきたんですけど、確かにもうそこで行きどまりになってるとこ、それと県道の付け替えで廃止された、使っていないということで、通行量は恐らく片方が1軒ですか、片方は3軒ぐらいが使われていると。

それで今後こういう道はたくさん出てくるんじゃないかと思うんですけど、私は思うのは、ここをとおられる方は、せいぜい1名、さっき中町も1名でしたね、能美の方も。

こういった路線を廃止を議会にあげる前に、直接担当の市の方がですね、話してもらって、理解をもらった方がいいんじゃないかと。

何か議会に押しつけてですね、やられるよりは、十分、理由が通ってますのでですね、私が現場見た感じで。

それからさっき言われたように、農道としての管理がされるということならですね、十分理解してもらえらと思いますので、まず議会にあげる前に、市の方から説明していただければと、これ私の意見ですので、よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第 3 4 議案第 3 9 号

○議長（山根啓志君） 日程第 3 4、議案第 3 9 号「平成 2 5 年度江田島市水道事業会計資本金の額の減少について」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第 3 9 号「平成 2 5 年度江田島市水道事業会計資本金の額の減少について」でございます。

地方公営企業法の一部改正に伴いまして、新地方公営企業会計制度を適用することとなり、平成 2 5 年度江田島市水道事業会計において自己資本金 3 億 2, 4 6 1 万 8, 7 6 8 円のうち、繰入資本金 7, 4 9 8 万 6, 2 7 8 円を、その他資本剰余金に組入資本金 1 億 6, 1 7 2 万 7, 3 1 7 円を当年度未処分利益剰余金に振り替えるため、地方公営企業法第 3 2 条第 4 項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、企業局長をして説明申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○議長（山根啓志君） 川尻企業局長。

○企業局長（川尻博文君） それでは、議案第 3 9 号、平成 2 5 年度江田島市水道事業会計資本金の減少についてを御説明いたします。

まず、1 7 6 ページに参考資料をつけておりますので、ごらんください。

地方分権一括法において地方公営企業法の一部が改正され、平成 2 6 年度予算から新地方公営企業会計制度の適用を義務化とともに、地方公営企業法 3 2 条第 4 項の規定により、議会の議決を経て、資本金の額を減少することとなりました。

このため、平成 2 6 年度の水道事業会計予算当初予算の新制度への適用による移行過程において、資本金に減少が生じたため、今回議会の議決を求めるものでございます。

具体的には、平成 2 6 年度の当初予算のところに、平成 2 5 年度江田島市水道事業会計予定貸借対照表が添付しております。

その中で資本の部の自己資本金において、それを組入資本金をその他資本剰余金に組入資本金を当該年度未処分利益剰余金に移行します。

その結果、資本金総額は 2 億 3, 6 7 1 万 4, 0 0 0 円減少するものです。

最後、ちょっとつけ加えますと、自己資本金の中に、組入資本金と繰入資本金がございます。

これを会計制度の移行に、資本制度の移行によりまして、その他資本剰余金の方へと、利益剰余金の方へ振り替える作業する中で、結果的には減少するというところでございます。

以上です。

○議長（山根啓志君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

## 散 会

○議長（山根啓志君） 以上で本日の日程は、すべて終了しました。

本日は、これで散会します。

なお、2日目は明日、午前10時に開会いたしますので、御参集願います。

（散会 16時47分）